

平成28年第16回教育委員会定例会
(9月1日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年9月1日（金）午後1時1分から午後4時4分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	岡 田 和 平
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
放課後対策担当課長	堀 越 龍太郎
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美 (欠席)
事務局副参事	山 田 安 宏

○日 程

日程第1 議案審議

第52号議案 平成27年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について

第53号議案 平成28年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第54号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第55号議案 平成29年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択について

第56号議案 旅館業営業許可（浅草橋4丁目）に関する教育委員会の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 台東区が実施する事業に対する共催について

(2) 児童保育課

イ 家庭的保育事業等の整備について

(3) 放課後対策担当

ウ こどもクラブ委託事業者の選定結果について

エ 池之端こどもクラブ・池之端児童館の仮移転期間中の運営について

オ こどもクラブの統合について

(4) 指導課

カ 特定非営利活動法人台東区の子育てを支え合うネットワークが実施する事業に対する後援について

(5) 生涯学習課

キ 台東区生涯学習推進プランの策定状況について

(6) スポーツ振興課

ク 台東区スポーツ振興基本計画の策定状況について

(7) 中央図書館

ケ 「台東区立図書館の基本的な考え方」について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 後援名義の使用について

(2) 学務課

イ 就学時健康診断の日程について

ウ 平成29年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について

(3) 児童保育課

エ 平成29年4月保育所等入所申込の受付について

(4) 放課後対策担当

オ 平成29年4月こどもクラブ入会申込の受付について

(5) 中央図書館

カ 台東区立図書館公式ホームページのリニューアルについて

3 10月の行事予定について

4 その他

午後1時01分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第16回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

〈日程第1 議案審議〉

第52号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、第52号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第52号議案、平成27年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき提出するもので、9月8日から開会される、第3回区議会定例会で審議されることとなっております。

1枚おめくりいただきます。平成27年度の歳入決算額は総額で21億5,651万9,173円。また、裏面になりますが、歳出は総額で151億4,123万4,729円となっております。

続きまして、別添の資料をご覧いただきたいと思えます。決算の概要をご説明をいたします。

まず、1ページでございますが、歳入決算の概要となっております。26年度決算と比較をいたしまして、総額で2億9,880万1,253円、16.1%の増となっております。

以下、項ごとの主な増減をご説明いたします。

まず、分担金及び負担金は約2億4,914万円、47.2%の減でございます。これは保育費の公立保育園及びこども園分を、次にご説明をいたします教育使用料へ組み替えたことによるものでございます。

次に、使用料及び手数料は約3億3,024万円、180.4%の増でございます。これは先ほどの組み替えによる増。リバーサイドスポーツセンター及びたなかスポーツプラザ利用実績の増などによるものでございます。

次に、国庫支出金は約2億3,036万円、77.2%の増でございます。これは地域型保育給付費の制度新設に伴う増。委託費の単価及び二つの施設が開設されたことに伴う保育委託

費の増、忍岡中学校大規模改修に伴う学校施設環境改善交付金の増などによるものでございます。

次に、都支出金は約3,157万円、4.3%の減でございます。これは荒川河川敷運動公園運動場等の整備終了に伴う東京都スポーツ施設整備費の皆減、小規模保育運営支援等事業費の整備実績による減、東京都保育対策等推進事業費等を民生費補助金へ組み替えたことによる皆減等と、賃貸物件による保育所整備事業費、保育士等キャリアアップ事業費等の新設による増と相殺したことによるものでございます。

次に、財産収入は約326万円、14.4%の増でございます。これは、たなかスポーツプラザへの自動販売機設置に伴う建物貸付料の増などによるものでございます。

次に、繰入金は100万円、50.0%の増でございます。これは内山少年少女音楽振興基金とりくずしによるものでございます。

次に、諸収入は約1,465万円、15.0%の増でございます。これは一時保育等の利用者数増。奨学資金貸付金の徴収促進による増。管外児童受託人数・月数の増等による保育費の増などによるものでございます。

2ページをご覧ください。歳出決算の概要でございます。26年度決算と比較して、総額で13億3,222万4,645円、9.6%の増となっております。

以下、項ごとの主な増減をご説明いたします。

まず、教育総務費は約1,955万円、1.5%の減でございます。これは職員費の減などによるものでございます。

次に、小学校費は約765万円、0.4%の増でございます。これは少人数指導教室エアコン整備及び体育館天井耐震化工事の終了による皆減と、教科書改訂対応に伴う教師用指導書整備、及び黒門小学校大規模改修の実施設計委託による皆増等との相殺によるものでございます。

次に、中学校費は約13億2,304万円、119.3%の増でございます。これは忍岡中学校大規模改修工事による皆増と、忍岡中学校仮校舎の設置終了による皆減等との相殺によるものでございます。

次に、校外施設費は約243万円、2.9%の減でございます。これは構内通路舗装工事等の終了による、少年自然の家、管理運営費の減によるものでございます。

3ページをご覧ください。幼稚園費は約1,965万円、2.7%の増でございます。これは私立幼稚園保護者補助の補助単価増、幼稚園施設保全及び幼稚園維持修繕費の増、私立幼稚園体力向上事業補助金の新設などによる増でございます。

次に、児童保育費は約4億3,371万円、8.0%の増でございます。これは保育委託児童数の増、小規模保育事業給付の制度新設による皆増、保育士等キャリア育成の新規実施による増と、(仮称)谷中防災・コミュニティ施設併設児童館等整備工事終了による減等との相殺によるものでございます。

次に、こども園費は約1億9,113万円、29.0%の増でございます。これは認定こども園

の新規誘致、たいとうこども園及びことぶきこども園管理運営における、公定価格の増によるものでございます。

次に、社会教育費は約3億1,845万円、16.3%の減でございます。これは（仮称）谷中防災・コミュニティ施設併設図書館整備工事終了による減と、放課後子供教室モデルの新規実施、谷中分室開館に伴う管理運営費の増、根岸図書館及び根岸社会教育館耐震改修工事進捗に伴う皆増等との相殺によるものでございます。

次に、社会体育費は約3億254万円、43.8%の減でございます。これはたなかスポーツプラザ改修工事及び荒川河川敷運動公園運動場グラウンド整備工事終了による皆減と、たなかスポーツプラザ運営費の増等との相殺によるものでございます。

恐れ入ります、議案の1枚目、裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 この一覧には載っていませんが、特に執行率が低い事業があれば、それをお示ししていただきたいと思えます。

○庶務課長 全部の事業の執行率については、今、私のほうで把握をしておりますので、それぞれの所管で、非常に執行率の低かった事業等があればご報告いただければと思えます。

○児童保育課長 新制度に入りまして、児童福祉法上で区が認可をする事業のうち居宅訪問型事業につきましては、難病のお子さんで集団生活ができない方に、ベビーシッターのように保育士または看護師を派遣して、そこで保育をするというものがございました。

こちらについては、当初、利用者を見込んでおりましたけれども、諸事情がございまして契約が成立しなかったということで、未執行になっている事業がございまして。

○庶務課長 それぞれの事業の執行率につきましては、また一覧表ができましたら資料としてお配りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○垣内委員長 例年、不用額が結構な金額になっていると記憶しておりますが、例年に比べて、今年もほぼ同じぐらいの規模なのでしょうか。

それから、やはり児童保育費については、職員関係が大きいというのは、先ほどのご説明の部分と理解してよろしいでしょうか。

○児童保育課長 資料の3ページにございます職員費につきましては、区立の保育士の職員費ということだけではなく、児童保育課全体の職員費が含まれているものでございまして、大きな変化は特にございません。

○庶務課長 全体の不用額の比較は、手元に資料がないのですが、職員費はかなりの多くの項目で不用額となっておりますが、この予算立てをするときの職員費の考え方が、前年のある一定の時期にいる職員の給料をベースに予算組みをしておりますので、その後の人員配置等によって不用額が出てしまう、そういった仕組みでございまして。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第52号議案については原案どおり決定いたしました。

第53号議案

○垣内委員長 次に、第53号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第53号議案、平成28年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）における、教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき提出するもので、こちらの9月8日から開催されます、第3回区議会定例会で審議されることとなっております。

1枚おめくりいただきたいと思っております。この度の補正は、歳入が9,203万5,000円、歳出が1億6,387万1,000円のそれぞれ増額でございます。

恐れ入りますもう1枚おめくりください。歳入の内訳でございますが3件ございます。まず国庫補助金では、児童保育課で認可保育所の誘致に対する補助金の補正分として1,800万円を計上しております。

次に、都補助金では、児童保育課で認可保育所の誘致に対する補助金の補正分として4,068万7,000円、小規模保育施設の誘致に対する補助金として3,213万3,000円、さらに家庭的保育事業開設準備に対する補助金として103万2,000円を計上しております。

次に、財産運用収入では、児童保育課で土地貸付料として18万3,000円を計上しております。

続いて、歳出でございます。児童保育費におきまして、児童保育課で認可保育所1カ所の誘致に要する経費として9,325万2,000円、小規模保育施設2カ所の誘致に要する経費として4,870万円、家庭的保育事業3カ所の開設準備に要する経費として206万4,000円、さらに平成27年度の国・都支出金の超過受入に伴う返還金として1,985万5,000円を計上しております。

議案の1枚目の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 認可保育所、小規模保育施設、家庭的保育事業それぞれの場所と開設の時

期について、もう一度確認をさせていただきます。

○**児童保育課長** まず、認可保育所につきましては、今年度当初予算で2カ所の施設の開設の予算をいただいております。今回、教育委員会にご決定をいただきまして3件が、年度途中で1件、来年4月に2カ所が開設いたしますので、1カ所について補正を組んだものでございます。

場所につきましては、11月に開設するものが駒形。来年4月に開設いたしますのは上野桜木と池之端でございます。

続いて、小規模保育施設につきましては、この後、報告をさせていただきますが、新たに2カ所を追加したいというものでございます。こちらについては、これから応募をいたしますので、場所についてはまだ未定でございます。

続いて、家庭的保育事業につきましては、この後ご報告するものではございますが、現在7人の方が保育ママとして家庭福祉員を実施されていますが、このうち5人が認可移行をする予定でございます。

また、新規で開設を予定されている方がお二方いらっしゃいまして、これまでにについては、今、物件を探しているというところでございまして、場所についてはまだ未定でございます。

○**垣内委員長** ほかにございませんか。

(なし)

○**垣内委員長** それでは、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。それにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**垣内委員長** ご異議ございませんので、第53号議案については原案どおり決定いたしました。

第54号議案

○**垣内委員長** 次に、第54号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○**学務課長** 第54号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

本条例につきましては、東京都の条例に準拠して定めておりますが、今般、都条例の改正がございましたので、本条例につきましても所要の改正を図るものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

改正の1点目は第12条でございます。第12条は、介護補償及びその補償限度額について定めておりますが、都条例が改正されたことを受け、これに準じて改定をしております。

恐れ入ります、新旧対照表、次のページをご覧ください。

改正の2点目は、付則第7条でございます。付則第7条では、本条例に基づき、傷病補償年金等、いわゆる年金たる補償を受ける学校医等が厚生年金保険法に基づく障害厚生年金や遺族厚生年金等の支給を受ける場合の給付の調整を図ることを規定しておりますが、こちらの調整を図る率につきましても、都条例に準拠して改正をいたします。

最後に、同じページの下のほうでございますが、付則でございます。

この条例は、公布の日から施行いたしまして、付則2項から第4項において、本条例の改正に伴う適用日等についての経過措置を規定しております。

なお、本区におきましては、平成14年度の東京都からの事務移管以降、本条例の適用を受けたケースはございません。

恐れ入りますが、議案本文の1枚目の裏面をご覧ください。

教育委員会といたしましては、本条例改正案に異存ない旨回答させていただくものでございます。

簡単ですが、54号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたしたいと思っております。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第54号議案については原案どおり決定いたしました。

第55号議案

○垣内委員長 次に、第55号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第55号議案、平成29年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択についてご説明申し上げます。

固定の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、児童・生徒の実態が年度ごとに大きく異なることにより、毎年、教科用図書採択を行うこととなっております。

固定の特別支援学級では、児童・生徒の実態に応じて検定用教科書、文部科学省著作教科書、そして学校教育法付則第9条による教科用図書の3種類より教科用図書を組み合わせ使用することができます。

なお、学校教育法付則第9条による教科用図書とは、市販されている読み物、絵本、図鑑等のうち、供給等の整った図書です。これにつきましては、通称、一般図書という呼び方をしておりますが、文部科学省と東京都教育委員会で一覧のリストを作成しております。

当該学校は、この一覧から児童・生徒の障害の種類や程度、能力などに応じて、文字が見やすいか、表現はわかりやすいか、挿絵は効果的か、取り扱う題材は指導計画に即したのか、その他人権上の問題はないか等の観点からふさわしい内容のものを選定しております。

本区では、小学校では、蔵前小学校、松葉小学校、金竜小学校の3校に、また、中学校では柏葉中学校に固定の特別支援学級を設置しております。

4校の教科用図書の採択結果につきましては、資料のとおりでございます。

ご審議いただき、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 特別支援学級の図書の選択、教科書の採択については、各校でこれについては決めるという形になってはいますが、実際に、各校の校内での検討体制を教えてください。

○指導課長 主には教務関係の分掌が中心となりますが、教務の中の教科書採択の担当者、また、特別支援学級の指導担当者、そして副校長、校長等が中心になって採択を進めております。

○高森委員 柏葉中学校は区内の蔵前、金竜、松葉小学校から進学する子供たちもいると思います。中学校でもその中学校の教務担当の方が教科書を採択をされるのでしょうか。それ以前に、子供たちは小学校で学んできた、こういった教科書の情報というのは中学校にも上がっているのでしょうか。検定教科書をその子供が使うのでしょうか。

○指導課長 各校の特別支援学級の担当者がそれぞれの校内で選定している教科書等についても、情報交換をしております。

○高森委員 わかりました。

○樋口委員 蔵前小学校、松葉小学校、金竜小学校で、理科の教科書についてですが、理科が松葉と蔵前では「たのしい理科」を使っているのですが、金竜においては図鑑等、図鑑は生物系で、かつ教科書も福音館の「虫たちのふしぎ」という生物に重きを置いたような教科書を使っているのですが、この辺の差というのは、特段、考慮する必要はないのですか。

○指導課長 実は、この金竜小学校につきましては、いわゆる付則9条による一般図書を活用しております。蔵前小学校と松葉小学校については、検定教科書を使用しております。実は、蔵前小と松葉小についても前年度までは、いわゆる金竜小のような一般図書を主な教科書として使用しておりました。ただ、この2校については、通常学級との交流なども盛んに行う中で、通常級で使っている検定教科書の必要性、また、特にこの2校は保護者からも検定用の教科書も用いてほしいというような強い要望等もあり、今年度からこの2

校は検定用教科書を使い、また、一般図書については学級文庫の形である程度の蓄積が図られているため、そのような選定の違いになっております。

○樋口委員 このことについては、現場の先生方が随分配慮されていると思いますが、理科には、動物だけではなくて、植物等々もあるわけですから、この小学校の教育課程を経た段階で、ある子供は生き物だけ、もう一方の子供は一応、植物等々まで勉強しているということになりますね。そうしますと、同時期に柏葉中学校に通うことになった時に、この差が大きいような気がします、それほど大きな違いとして考えなくてもよろしいのでしょうか。

○指導課長 金竜小学校につきましては、先ほど申し上げたとおり、この付則9条の教科用図書は、その後、学級文庫等で保存され蓄積されていくというような面もございますので、今年度、こういった生き物関係の教材の部分も補完を図っていくと理解しております。

○高森委員 おそらく、樋口委員がご心配されたことは、これが全てではなくて、利用している子供たちの状況に応じて、学年も当然違いますし、それに依りて今年はこれで、来年はまた違う教科書かもしれませんということですので、ずっとこの教科書だけというわけではないと思います。学校用の図書を活用してのことだと思います。その辺、心配ないのではないかと思います。

○樋口委員 毎年変えているのですか。

○指導課長 特別支援学級については、毎年選定を行っております。

○樋口委員 毎年ということは、理科というのは4年生からですよ。

○指導課長 3年生からです。

○樋口委員 3年生からですか。そうしますと、3年、4年、5年、6年でそれぞれのお子さんの興味、関心、また教え方に依りて教科書を変えていくということですか。

○高森委員 要支援の状況なども考慮して。

○垣内委員長 満遍なく、学年に人数がいるという状況ではないかと思います。

○指導課長 先ほどの説明の中でも冒頭申し上げたとおり、特別支援学級に在籍するお子さんについては、毎年、毎年度、実態が大きく変わってくるというところもございますので、そのことを踏まえての選定になっております。

○樋口委員 最終的な確認になりますが、それでは、例えば金竜小学校を卒業される特別支援学級の生徒も、松葉小学校を卒業される生徒も、理科の検定が一応指示している範囲内の勉強はして、中学に進学できるということになっているということでしょうか。

○指導課長 そうです。

○樋口委員 それなら問題ないですね。

○末廣委員 やはり教科書を選ぶ際に、保護者の意見については、大分考慮する場合がありますか。

○指導課長 先ほど申し上げた学校の特別支援学級については、やはり通常学級との交流というのが一つの大きな教育活動になっておりますので、このときに保護者は通常学級で

学んでいるお子さんと同じ教材を用意してほしいという願いがございますので、その辺りの要望も酌みながら、配慮していると考えております。

○末廣委員 以前から、そうした要望はあったのですか。

○指導課長 この2校については、今年度この検定教科書を用いておりますので、昨年度そういった要望が多くあったと伺っております。

○垣内委員長 保護者のご意見も踏まえながら、学校としては、そのお子さんたちに合った教科書を、それぞれの学校で選定をされていると。全体として小学校で勉強すべき内容については、ほぼ網羅すると、そういうようなご配慮のもとに動いている制度というように理解してよろしいですか。

○指導課長 はい。

○垣内委員長 ほかにご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第55号議案については、原案どおり決定いたしました。

第56号議案

○垣内委員長 次に、第56号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第56号議案、旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、旅館業法の規定に基づき提出するものでございます。

議案の2枚目の表裏に保健所長からの照会文書がございますので、ご覧をいただきたいと思います。

申請地は浅草橋四丁目11番6号。申請者はA Bアコモ株式会社でございます。営業の種類及び名称は、簡易宿所営業、(仮称)台東区浅草橋4丁目計画建設工事。新規の申請でございます。

今回該当いたします教育関係施設は蔵前小学校の仮校舎及び中央図書館浅草橋分室で、申請地からの距離は小学校が58メートル、図書館が110メートルとなっております。小学校からは当該建物の一部が望見できますが、図書館からは見通せない状況でございます。

資料3枚目の地図をご覧ください。中央の囲いで斜線になっている部分が申請地で、上のほうに蔵前小学校の仮校舎、その右の通りを隔てたところに中央図書館の浅草橋分室がございます。なお、全面道路は通学路となっております。

3枚目の裏面に立面図がございます。

4枚目から5枚目の表面にかけまして、各階の平面図がございますので、ご覧をいただきたいと思います。

1階は受付やロビーなどございまして、2階から10階までが客室となっております。

1室の定員は2名から6名で、4階から9階の2人部屋と10階の4人部屋が和室、10階の6人部屋は和洋室となっております、合計で32室、定員130名となっております。

最後に、蔵前小学校長と中央図書館長からの意見を添付いたしました。

それでは、議案の1枚目の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見の案といたしまして、図書館の近くで新たに旅館業を開業することについては特段の支障はないものとするが、小学校の近くでの開業については望ましいことではない。しかし、申請者が小学校での教育活動及び地域の活動に協力するとともに、子供や周辺地域の環境に対しても十分な配慮をするならば、やむを得ないものとする。また、申請者には、宿泊客に対しても、健全な教育環境を阻害するような行為に対して注意喚起をお願いしたいといたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 現在、既に着工に入っていると思いますが、前面道路、歩道が必ずしも十分な広域な場所ではないのですが、工事関係のいろいろな機材等による影響はないと思っています。いいのですか。

○庶務課長 現在、既存の建物解体工事がほぼ終わりかけている状況で、重機など解体用の機械が入っておりますけれども、人をきちんと配置しておりまして、安全には十分注意を行って作業をしております。

○和田教育長 これから本格的な建設工事に入りますので、通学路に何か影響が出そうな場合には、学校も地域も含めて教育委員会とよく連絡をとれるように配慮していただきたいと思います。

○高森委員 基本的なことを伺いたいと思いますが、この旅館業の営業許可に関する意見聴取に関して、対象となる施設というのは、当然、区立の学校、園、保育園、それから図書館、そういった施設になると思いますが、ほかにも何かあるのかどうか。

それから、今回はたまたま蔵前小学校がこちらに移転することになったので、これは該当する施設になったのだと思いますが、機能していない学校、例えば旧竜泉中学校など、そういった施設の100メートル以内に、こうした施設ができる際には、教育委員会に同じような意見聴取があるのかどうか。その辺りのことを教えていただきたいと思います。

○庶務課長 対象となる施設につきましては、旅館業法に定められておりまして、学校教育法に規定する学校、あるいは児童福祉施設、社会教育法に規定されている施設などが対象となっております。

廃校してしまった学校については、学校の用途が外れている場合については、意見聴取

は上がってまいりません。ただ、仮校舎などで使っている場合には、今回のように意見聴取の対象となってまいります。

○高森委員 わかりました。

○樋口委員 感想になりますが、本区は簡易宿所営業が非常に多いような気がいたしますが、今回の図面を見てみると和室について、6畳とか8畳となっておりますが、この黒い枠が全部壁だとすると、例えば寝具をどこに置くのか。全然スペースがなくて、非常に窮屈な印象を受けます。前にもありましたが、ベッドだけとか。こういう形で簡易宿所営業をどんどん増やしていて、安ければいいという話にはならないだろうと思います。

このことについては、教育委員会の審議対象ではありませんが、どうもまちを劣化させるような建物が多いなという感じがいたします。

これは意見ですので、審議する必要はないです。

○垣内委員長 何か補足のご説明ございますか。

○庶務課長 寝具の置き場等については、この図面からはわからないところがございますが、ご意見をいただいたということにつきましては、所管のほうにお伝えをさせていただきたいと思います。

○垣内委員長 中央図書館の関係で、外国人旅行者のマナー順守のご指導のご意見が入っておりますけれども、何か具体的に想定される問題点はあるのでしょうか。

○中央図書館長 簡易宿泊所をご利用される旅行者の方が、図書館をご利用しているかということについては、あまり耳には入ってきておりませんが、今後、旅館を利用される方の中には、やはり外国人の方も多であろうと思います。図書館のご案内等については、日本語の表記がほとんどですので、いろいろな外国語の表記が十分とは言えない状況の中で、日本語のわからない方のご案内等で若干行き違いですとか、ご理解いただく点が不足するかなというところが懸念されるところでございます。

○庶務課長 ただいまのマナーの順守なども含めて、最後の意見を「健全な教育環境を阻害しないように」ということの表現にさせていただいております。

○樋口委員 羽田空港や成田空港については、24時間便で深夜に到着する便も相当多くなっています。そうしますと例えば、朝の6時頃に旅行客が台東区に来ますと、当然ですがチェックインが14時とか15時の場合、また場合によっては雨の日などは、どうぞ公共の図書館に行って待機してくださいと旅館の方が言う可能性は十分あり得る話です。

図書館の利用について、それはそれで認めなければいけないことですので、そのような場合を想定して、マナーについてはしっかりと外国語で説明しておくことは重要だろうと思います。

○垣内委員長 基本的には、ホテルにチェックインできないけれども、荷物はホテル側が当然預かるでしょうし、図書館をお使いになりたいという方がいらっしゃれば、そこは公共の施設ですから、お断りすることはできないということになりますけれども、この旅館業をされる方が、図書館のほかの利用者の方とトラブルが起きることなく、スムーズに円

滑に必要なサービスを提供していただくということをお願いするということになるかどうかと思います。

基本的には簡易宿泊施設であっても、民業として十分成り立つものでもありますし、地域の経済として十分な部分を担っていらっしゃるでしょうから、ここは台東区として、どういう形で健全なる旅館業を育てていくのかという大きな方針と関わる部分だろうと思います。ただ、教育委員会としては、やはり教育環境という部分もぜひご配慮いただくよう、ご担当のセクションにもお伝えいただいて、うまく連携していただければと思います。

ほかにご質問ございませんか。

○高森委員 先ほど樋口委員もご心配されていましたが、このところ、このような形での旅館業営業にかかる申請がいくつかありましたが、近年の状況、動向として年間何件ぐらいこのような案件がありますでしょうか。平均で構いません。

○庶務課長 件数については、手元に資料がございませんので、所管のほうに問い合わせをいたしまして、また情報提供をさせていただきます。

○垣内委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第56号議案については、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○垣内委員長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、台東区が実施する事業に対する共催について、資料1でご説明をいたします。

事業の名称は、平成28年度「人権のつどい」。実施日時は、本年12月16日の午後2時30分からとなっております。浅草公会堂で開催されます。

事業の目的でございますが、区民及び区内勤務者に人権問題の正しい認識を深めていただくとともに、人権尊重社会の実現に資するために行うものでございます。

裏面をご覧くださいと思いますが、事業の内容につきましては、人権メッセージや人権作文の表彰と発表。また、早瀬久美さんによる講演会。人権パネル展などを予定し

ているところでございます。

詳細については、別添の資料をご覧くださいと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問ございませんか。

この事業は、講演会などですね。大変重要な大切なものだと思いますが、どの程度参加者を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○庶務課長 今回の資料1に、入場者数の表記がございませんが、昨年度実施をいたしました報告書を見ますと、入場者545名ということでございます。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアについて、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 児童保育課 イ

○垣内委員長 次に、児童保育課のイについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、資料2に基づきまして、家庭的保育事業等の整備についてご説明をいたします。この案件につきましては、補正予算に計上したものでございます。

まず、来年4月に向けて開設いたします、二つの事業についてご説明をいたします。項番1、小規模保育施設の誘致でございます。本年、2カ所の認可保育所の決定を既にいただいているところではございますが、なお待機児童が出る可能性が高いということもございまして、特に南部地域に小規模の19人までの定員の施設を、あと2カ所つくりたいと考えてございます。

また、項番2でございます。家庭的保育事業につきましては、27年度から制度がスタートして以降、該当する方がございませんでしたが、29年4月からこの事業に移行する、もしくは新規で開設したいという方が出てまいりましたので、その準備経費を補正予算に計上させていただいたところでございます。

内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、家庭福祉員から7人中5人の方が、新規開設事業者として2名の方が名乗りを上げていらっしゃるところでございます。開設準備の経費といたしましては、現在、家庭福祉員の方で、行っています部屋を少し拡張されたいということでの改修経費、これが1件。それと、賃料の補助につきましては、物件を探しているお二方の分を計上させていただいたところでございます。

補正予算は書かれているとおりでございます。

スケジュールでございます。小規模保育施設につきましては、選定委員会を開催いた

しまして事業者選定をしてまいります。結果につきましては、第4回定例会の子育て支援特別委員会までに報告できるように、準備をしてまいりたいと考えてございます。

家庭的保育事業者につきましては、こちらの認可手続の関係でチェックをさせていただいて、問題がなければ開設の許可を出していきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

この新規開設事業者というのは、どのような方なのでしょうか。

○児童保育課長 現在、お問い合わせをいただいている方は、娘さんが保育士で、お母様が保育補助者になる予定で、親子で経営をされる方がお一人と、あともう一人、現在、保育所等にお勤めになっている方が退職をされて、ご自身で、お一人で保育をされたいという方のお申し出の2件でございます。

○樋口委員 例えば、今の後者の場合ですけれども、お一人でという場合には、受け入れの児童数については、やはり法律で決まっていますか。

○児童保育課長 厚生労働省の規定に沿いまして、台東区では条例で人数を定めているところでございます。保育士お一人で見られる子供の数は、0～2歳までの3人でございます。補助者がついた場合は、プラス2名までということで、5名まで見ることができる事業でございます。

○高森委員 家庭的保育事業が、これから少しずつ拡充されていくのかなというところで、やはり心配なのは保育の質の部分ではないかと思えます。昨今、保育事故が随分と起きておりまして、そういった状況もありますので、区として、かつて資格を持って保育に携わっていた方が、一時期のブランクを経て、こうした事業に参入したいといったときに、その保育の質を高めるためのプログラムのようなものは、用意されているのでしょうか。

○児童保育課長 今回、従事される方につきましては、台東区が指定する講習を終了していることなどが条件になってございます。台東区が指定している講座につきましては、東京都が実施しております子育て支援員研修を充てておりますので、この受講を終了した方が開設されるということでございます。

また、開設後のサポートにつきましては、条例上でも連携施設というものを設けることになってございます。現在、区立保育園のほうが、保育相談ですとか集団的な保育の機会を提供するということでも、連携してまいりたいと考えてございます。

○垣内委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、児童保育科のイについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 放課後対策担当 ウエオ

○垣内委員長 次に、放課後対策担当のウからオについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、まず、こどもクラブ委託事業者の選定結果についてご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

こちらにつきましては、昨年度、本定例会におきまして、四つのクラブについて、今回、事業者選定をさせていただくということで、報告をさせていただいたものでございまして、この度は選定結果が出ましたので、報告させていただくものでございます。

項番1、選定経過でございます。(1)公募期間及び(2)審査期間につきましては、記載のとおり日程でございました。(3)選定方法につきましては、第1次審査として書類審査により、1クラブにつき3団体を選定し、第2次審査としてプレゼンテーション、ヒアリング審査を行い、優先交渉権者を選定いたしました。(4)選定委員につきましては、記載のとおりでございます。

次に、項番2、運営事業者の選定結果でございます。得点率が70%を超える事業者の中から、最高点を獲得した者を優先交渉権者としております。

(1)下谷こどもクラブにつきましては、株式会社日本保育サービスでございます。本事業者は、区内の学童保育クラブ及び民設民営の台東入谷こどもクラブを運営しております。学童クラブ、児童館等73カ所の運営実績がある事業者でございます。

恐れ入りますが裏面をご覧ください。

(2)松葉こどもクラブでございます。こちらにつきましても、株式会社日本保育サービスが優先交渉権者でございます。

(3)浅草こどもクラブにつきましては、株式会社プロケアが優先交渉権者でございます。プロケアは、区内で4カ所のこどもクラブ及び千束小学校放課後子供教室を運営しており、学童クラブ、児童館等43カ所の運営実績がある事業者でございます。

恐れ入りますが、3ページをご覧ください。

(4)竜泉こどもクラブにつきましても、株式会社プロケアが優先交渉権者でございます。

最後に、項番3、今後の予定でございます。本委員会です承いただいた後、政策会議で政策意見を出していただき、議会にて了承後、保護者に周知を行ってまいります。新規事業者につきましては、今後、各保護者会の出席や関係機関等の打ち合わせを行うほか、来年3月に当該クラブの児童の保育を行いながら、引き継ぎを行ってまいります。

報告は以上でございます。

続きまして、池之端こどもクラブ・池之端児童館の仮移転期間中の運営についてご報告させていただきます。資料4をご覧ください。

項番1、対象施設につきましては、池之端児童館・池之端こどもクラブでございます。平成13年設置以来、大規模な改修を実施しておりませんでした。給排水や電気設備等を

更新する改修を行うことになりまして、これに伴う仮移転期間中の活動について報告するものでございます。

項番2、仮移転期間につきましては、記載のと通りの約9カ月を予定してございます。また、移転に伴い2カ月程度、移転先の工事を行う予定でございます。

項番3、仮移転期間中の運営でございますが、(1)池之端こどもクラブにつきましては、忍岡小学校の教室を利用し、同じ定員により実施いたします。また、(2)池之端児童館につきましては、一部事業を縮小し忍岡小学校及び近隣施設等を活用し、ランドセル来館や幼児タイムの事業等を実施してまいります。

項番4、今後のスケジュールでございますが、本委員会の了解及び政策決定また議会の了承を得た後、保護者説明会等により周知を行ってまいります。

説明は以上でございます。

続きまして、資料の5番、こどもクラブの統合についてでございます。

まず項番1、施設概要でございます。今回、統合を予定しております橋場こどもクラブ及び玉姫こどもクラブの施設概要は記載のとおりでございます。

次に項番2及び項番3、橋場こどもクラブ及び玉姫こどもクラブの利用状況の推移でございますが、石浜小学校で今年度より実施している放課後子供教室へ入会者が移っていることにより、いずれも定員の半分程度の入会者となっております。

次に項番4、2クラブ合わせた今後の需要推計でございますが、25人程度を推定しております。

恐れ入りますが裏面をご覧ください。

次に項番5、橋場こどもクラブと玉姫こどもクラブとの統合についてでございます。台東区次世代育成支援計画により、こどもクラブの学校内への設置の推進、及び1小学校区内に1カ所を基本として需要予測を踏まえて整備してきたところでございます。石浜小学校の児童は、本年4月より石浜小学校放課後こども教室を開設したことにより、自校内において安全・安心な放課後の居場所が整備されたことから、橋場こどもクラブ及び玉姫こどもクラブの入会者数が、今後も減少することが予測されます。

そこで、同校の児童には、放課後子供教室の利用を促進するとともに、橋場こどもクラブを廃止し、玉姫こどもクラブに統合するものでございます。

次に、項番6、統合時期につきましては、平成29年4月1日を予定しております。

最後に、項番7、今後のスケジュールでございます。本委員会です承いただいた後、政策決定をいただき、子育て支援特別委員会の了承を得て、保護者の方に丁寧に周知を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、放課後対策担当のウについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 選定結果については、十分理解をしておりますが、気になったのは、(1)

の下谷こどもクラブです。これについては合計点が2ポイント、2点の差ということで非常に僅差であるわけですが、結果はここで尊重したいと思いますが、これについては、特に、委員さんの中での議論はあったのでしょうか。

○放課後対策担当課長 下谷こどもクラブにつきましては、定員が100名ということで大所帯のこどもクラブでございます。その中で、やはり育成方法、育成内容について、委員さんのほうから事業者に対して質問等々が多かったように記憶しております。

今回、日本保育サービスということで、2点差の僅差でございますが、育成内容につきましても他の事業者と大きく差がついているということもあり、僅差でございますがこの結果を尊重し、こちらの日本保育サービスということで決定したいということで、委員さんのほうからもご意見がございました。

○和田教育長 そのような議論があったということで、これについては尊重したいと思いますが、新たに入っていただく業者になりますので、ほかのクラブでの実績があるかと思いますが、十分、子供たちの育成については力を尽くしてもらいたいと思っております。よろしくをお願いします。

○垣内委員長 今の件につきまして、2の(1)の結果を拝見いたしますと、日本保育サービスの「収支計画」については、他者とかなり差がついております。これ自体は、ほかの育成内容など大切な要素と比べますと、副次的なといいますか、さほどこれ自体には問題はないと思っておりますけれども、事務局のほうで、新規の業者さんだということもありますので、収支のバランス等につきましては、定期的に業者さんのフォローをしていただくというような、そういうことも当然お考えになっているかと思いますが、その辺りは今後どうされるのか。特に新規ということですので、開始の部分が大事な時期ではないかと思っております。

あわせて言うと、この「当該クラブの理解」というところも、A者に比べると差がございますので、その辺の周辺部分についても十分にご理解いただいたほうがよろしいかと思うのですが、この後の教育委員会としてのサポート体制についてはどうなりますでしょうか。

○放課後対策担当課長 やはり、全てのクラブがそうでございますが、今回、新しい事業者になるということで、地元の関係であるとか、引き継ぎをどうしっかりしていくかというのが非常に大きなポイントと考えております。

区といたしましても、引き継ぎについては3月中に期間を設けまして、引き継ぎを推進させていただくとともに、関係団体、小学校等々を含めて関係団体等との連携など、そういったサポート等々をしっかりさせていただきたいと思っております。

また、「当該クラブの理解」ということで出てきたところもございますが、こちらにつきましてもしっかり事業者のほうに説明をさせていただきまして、理解をしていただいで、来年4月1日から問題なく質の高い保育をしていただけるように、教育委員会としてもしっかりサポートしていきたいと思っております。

○樋口委員 この業者は、この下谷クラブでは新規ですが、裏面を見ますと、松葉で既に

おやりになられていて、その「当該クラブの理解」については、ここでは53点という点をとっているわけで、相対的に点数をつけられているような感じがします。

○放課後対策担当課長 各クラブごとに審査を行っておりますので、各クラブごとにどれだけ理解をしているかという審査を行っているところでございます。こちらについては、下谷こどもクラブについては、少しそういった面で、下谷こどもクラブについて点数が低かったものと認識をしております。

○樋口委員 しかし、こどもクラブ全般については同じ質でサービスを提供してもらおうというのが現実ですよ、公的機関ですので。ですから、こちらは53点であるにも関わらず48点というのは、厳しい点をつけたなという感じが私はいたします。

私も6年近く下水道事業団の入札監視委員会の副委員長をやっていたものですから、こうした点数づけについては相当勉強しているのですが、こういうサービスについては、私はもしかしたら素人かもしれませんが、この点数づけについては、いつもそうですけれども、ほかと比べて何点という言い方と、いわゆる事業自体に関してどういう点数をつけるかというのは、全然、意味が違ってくるのです。

これを見ると、低いではないかという話なのですが、この業者は松葉で既におやりになられているわけだから、台東区のこどもクラブの事業については理解しているはずだと。全くの外から来た素人ではないと、一応理解しなければいけないですよ。知っていますからね。

○垣内委員長 ここは「当該クラブの理解」なので、下谷こどもクラブについては、十分には理解していなかったかもしれませんが、松葉こどもクラブそのものについては十分理解したと、このように選定委員の方がお考えになったのかなという感じもいたします。

○放課後対策担当課長 決して、下谷こどもクラブについて理解がなかったということではないと思います。プレゼンテーションなどの審査の中で、こちらについてはこういった点数がついたということになるのかなと思います。

また、先ほどの松葉こどもクラブにつきましては、今回、新たに事業者が変わって、日本保育サービスのほうで決まったという形でございます。

○高森委員 全部新規ですね。

○放課後対策担当課長 はい。

○樋口委員 松葉も新規なのですか。

○高森委員 全部新規でございます。

○樋口委員 松葉も新規だったのですね。わかりました。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは次に、協議事項、放課後対策担当のエについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 この池之端児童館・池之端こどもクラブから仮移転先になる忍岡小学校までの距離というのは、どのぐらいでしょうか。

○放課後対策担当課長 正確な距離は把握しておりませんが、100メートルに満たないぐらいの近い距離でございます。

○高森委員 すぐそばですね。

○放課後対策担当課長 はい。

○高森委員 移転することで、児童たちの中で混乱が起きることはまずないと見てよろしいでしょうか。事故等の心配もないということでもよろしいでしょうか。

○放課後対策担当課長 全ての児童が忍岡小学校の児童ではないのですが、黒門小学校の児童も若干名おりますので、当初は場所が変わるということで、少し混乱はあるかと思いますが、保護者の方や児童にしっかりと説明させていただきまして、混乱がないように4月から行っていきたいと思っております。

○垣内委員長 ほかにご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは次に、協議事項、放課後対策担当のオについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 現在、橋場こどもクラブ、そして玉姫こどもクラブを利用している児童たちについてですが、なぜ石浜小の放課後子供教室を利用しないのか。それには理由があつてこちらを選んでいると思いますが、その辺の理由についてリサーチされているかどうか。

また、もし今後もこの二つのクラブが統合することに関して、何か不都合等、予測できるものがないかどうか。その辺りについても教えてください。

○放課後対策担当課長 今年の6月にアンケート調査を行わせていただきまして、その中で出た理由につきまして、主なものといたしましては、今回、3年生が16人ということで、橋場こどもクラブについては多いのですが、これまでずっと通っているからというような理由が多かったと記憶しております。

また、玉姫こどもクラブにつきましては、同じような形でアンケートを行いまして、数自体は各学年、2年、3年、4年1名ずつしか回答がなかったのですが、やはりずっと通っているからということでございました。

○高森委員 それは、施設に対しての安心感という面もありますし、あるいは同じ学級に通っている子と友達ですとか、友人関係ということもあるかなと思います。あるいは、施設に通うまでの距離であるとか、いろいろな事情もあるかと思えますけれども、やはり必要に応じて利用されているのかなという気もしましたので伺いました。ありがとうございます。

○和田教育長 これに関連して伺いますが、石浜小学校で行われている放課後子供教室に、橋場こどもクラブから移っていただくことが前提になるわけですが、その運営状況について、今、担当から見ているかがですか。

○放課後対策担当課長 4月から始まり、夏休みも終わりました5カ月がたったところでございます。私もその間、何度も伺わせていただきました。児童も大変、楽しそうに遊んでいます。

先ほど、アンケートのことでお話をさせていただきましたが、今年の6月にアンケートをとらせていただきました。石浜小学校のB登録、こどもクラブと準じて行っているものがございますが、こちらの満足度につきましては、満足だというのが45.5%、とても満足というのが26.2%ということで、かなりの割合でご満足いただいているものと認識しております。

今後とも引き続き、こちらにつきましては我々のほうもしっかりサポートさせていただきます、運営していきたいと思っております。

○垣内委員長 確認ですが、この橋場こどもクラブについては、今、平成28年度で25名いますけれども、この方々は平成29年度からは、石浜小の放課後子供教室に行くか、あるいは玉姫こどもクラブに行くかという選択になるかと思いますが、それについては、特段、皆さん問題なく移行されるご予定と理解してよろしいのでしょうか。

○放課後対策担当課長 橋場こどもクラブの児童は現在25人いますが、全て石浜小学校の児童でございます。石浜小学校の児童でございますので、同じ学校内で行っております放課後子供教室のB登録に移行する方が大半かと考えております。同じ校内でございますので、安心・安全の観点からも、我々のほうとしても推進していきたいと思っております。

○垣内委員長 そうしますと、なぜ3年生が16人も利用しているのかわからないのですが。

○放課後対策担当課長 アンケートの結果によりまして、やはり慣れたところだという回答が多いのかと思っております。今後、3年生でございますので、減少傾向になるかなというところで、その辺もしっかり丁寧に説明させていただきます、スムーズに移行できるような形で進めていきたいと思っております。

また玉姫こどもクラブにつきましては、東浅草小学校の児童も使っているということで、今回、人数は減ってはおりますが、統合ということで、こちらはしっかりと残していきたいと思っております。

○高森委員 ちなみに、玉姫を利用している石浜小学校の児童は何人ぐらいいますか。

○放課後対策担当課長 玉姫こどもクラブにつきましては、石浜小学校の児童が8名おります。

○高森委員 やはり通い慣れたということもありますし、距離の問題も大きいですね。

○放課後対策担当課長 通い慣れたということと、それからご自宅が近いこともあります。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、放課後対策担当のウからオについては、協議どおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 指導課 カ

○垣内委員長 次に、指導課のカについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 台東区教育委員会後援名義使用申請についてでございます。

来る平成28年10月30日、NPO法人台東区の子育てを支え合うネットワークが主催する自主上映会、映画「みんなの学校」が上映されます。映画「みんなの学校」は平成25年度第68回文化庁芸術祭大賞を受賞しており、不登校ゼロを目指した大阪市立大空小学校の取り組みを長期にわたり撮り続けた教育ドキュメントでございます。

NPO法人台東区の子育てを支え合うネットワークでは、社会の中で子供を育てる大切さについて改めて考えることを目的に、今回、自主上映会を実施する運びとなりました。

この自主上映会の開催に際し、台東区教育委員会の後援名義申請がございましたので、ご審議の上ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○垣内委員長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 こういった映画を上映するに当たっては、当然、著作権の問題があると思いますが、むやみに大勢の大衆のところ、こういった上映をしてはいけないという決まりがあると思います。この辺の許可はもうしっかり得ていらっしゃるのでしょうか。

○指導課長 映画の本部事務局へ映画賃借料として6万円の支払いを行い、そのことにより問題はございません。

○樋口委員 こうした実名の社会的意義の多い、いいものに関しての後援名義の申請は、今までありましたか。

○指導課長 この上映会についての後援は、私の記憶しているこの2年間の中ではなかったように記憶しております。この映画自体については、既に32都道府県で49会場で上演会の実績がある映画でございます。

○垣内委員長 予算書を拝見しますと、基本的に支出の部分は映画賃借料とボランティア謝金が主なもので、収入は入場料で賄うという構造になっているようにお見受けしますが、一方で、この申請書類の10番、後援名義使用による効果のところ、まだ社会的認知度が低いとおっしゃっています。ここで2点質問があります。

1点目は、社会的認知度が低い団体が十分この収入を確保できるのかどうか。映画自体は非常に素晴らしいものであろうと思われましても、特に実現に向けてのその可能性というのが1点。

2点目は、この後援名義の効果は、NPOの方々の社会的信頼度を上げる、知名度を上げるということだけではなくて、例えば台東区の子供たちがこれを見ることによって、教育的な効果が上がるですとか、あるいは大人の方に周知することによって、社会的なアウェア

ネス、この事柄の重要性が広く認められるとか、何か公的な効果というものも当然含まれなければいけないと思うのですが、その辺はどのように先方は認識されているのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○指導課長 まず1点目、収入の多くが入場料に頼っているというところでございます。こちらについては、先ほど申し上げたとおり、この映画自体が大変評価が高く、これまでの各地区での上映会についても大変好評を得ているということで、こうしたことから入場料の収入等について大きな不安はないものと考えております。

あわせて、2点目のご質問についてですが、この映画の趣旨自体が、いわゆる通常学級で生活している子供と特別支援学級に在籍している子供の垣根を取り払って、この大空小学校の教育活動が展開され、また、そこに保護者や地域等が参画し、地域に開かれた学校を実現しているというようなことで、この映画の内容自体もいわゆるご覧いただいた区民の方々への教育への啓発等の狙いも十分達成できるものであると考えております。そういったことで、この主催者が、この後援名義を申請し、この上映会を行うことの意義は大きいものと考えております。

○末廣委員 この主催者については、ほかの活動も、いわゆる無償の、たとえば学校支援や下町こども食堂など、非常に有意義な活動を展開していますし、この映画の上映もそうですね。教育委員会としては、積極的に後援していくものだと思います。

○高森委員 前回の定例会でも、たしかこの団体の事業について審議がされましたが、今、末廣委員がおっしゃいました無償学習支援あすなろの施設について、前回、たしか私の記憶では審議なされたと思いますが、この団体の活動について、私たちも少し知らなければいけない部分もあるかと思しますので、その辺の情報が入りましたら教えていただきたいのと、今後どのようなことを考えていらっしゃるのか、もし予定があれば教えていただきたいと思っております。

○指導課長 今、ご案内いただきました無償学習支援のあすなろについても、9月の末から11月初めにかけて、教育委員の先生方にも視察等していただける機会をと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、指導課の力については、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(5) 生涯学習課 キ

○垣内委員長 次に、生涯学習課のキについて、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、台東区生涯学習推進プランの策定状況につきまして、ご報告をさせていただきます。資料7をご覧くださいと思います。

台東区生涯学習推進プランは、台東区生涯学習推進指針を展開するため平成24年3月に策定したもので、平成24年度から28年度までの5年間を期間とするものでございます。

項番1、現プランの達成状況でございます。本プランには147の事業がございまして、平成24年度から28年度の実績の見込みを含めました達成状況でございます。資料に記載のとおり、達成は93事業63.3%、概ね達成が54事業36.7%でございます。達成、未達成などの評価基準につきましては、表の下に記載をしております。

次に、(2)施策目標ごとの達成状況でございます。台東区生涯学習推進指針に定められた六つの施策目標に基づいた各施策の達成状況でございます。事業数につきましては、各施策に再掲事業が合計で24事業含まれておりますので、先ほどの147事業にこの再掲を加えた171事業となっております。

恐れ入ります、資料の裏面をご覧くださいと思います。(3)重点的な取り組みでございます。プラン策定時の課題などをもとにしまして、特に重要としました四つの視点となる取り組みの事業でございます。全72事業のうち、達成につきましては47事業、概ね達成は25事業となっております。

また、参考といたしまして、この下のほうにございますが、先ほどの171事業、施策の目標の達成状況と、今、申し上げました重点的な取り組みの72事業の関係を記載したものでございます。図の左側に171事業の施策目標を記載しまして、右側に重点的な取り組みとしました72事業の記載をしております。

恐れ入ります、資料の3ページをご覧くださいと思います。項番2、台東区の生涯学習に関する現状についてでございます。平成27年度の台東区民の意識調査の中で、区民の生涯学習に関する意識の調査を行いました。平成23年度の同調査におきまして、区民の生涯学習の取り組み状況について調査をした際、この1年間に何らかの生涯学習をしたことがありますかという区民の割合が48.6%でございましたが、平成27年度の調査におきましては、大きく増加をいたしまして75.3%でございます。

調査結果につきましては、(2)にグラフを記載してございます。23年度、前回調査と比較して、特に伸び率が高かったのは、健康スポーツでございまして、18.2%から今回8.7ポイント増加をして、26.9%に増えてございます。その次の、家庭生活に役立つ技能で、4.9ポイントの増加で5.8%が10.7%に増加をしております。

その他、今後、行いたい生涯学習、またこの資料の裏面でございますが、状況の認証方法など、それ以外の調査結果と資料を記載してございます。

恐れ入りますが、資料の5ページをご覧くださいと思います。項番3、今後の方向性でございます。現行の生涯学習推進プランの期間が平成28年度に終了いたしますので、現在、プランの改定を進めてございます。改定に際しましては、現行のプランが作成された以降の状況の変化や、区民の意識調査などを踏まえて、資料に記載のとおり新たな視点

や新たな課題を含めて決定となっております。

まず(1)、新たな視点でございます。こちらにつきましては、教育大綱の制定や人口の動向、花の心プロジェクトなどの5項目を想定してございます。

また、(2)の主な課題でございますが、外国人観光客などの調査や都民が学んだ内容を活用して、地域におけるさまざまな課題を区民が解決していけるような環境の整備。また、生涯学習情報の入手方法でインターネットを利用する方が多いことなどを踏まえて、ICTを活用した情報提供手段の構築などについて検討しております。

次に、(3)取り組みの方向性でございます。現行のプランと同様に、台東区生涯学習推進指針に定める施策にあわせて、プランの改定を行っていきたいと考えております。

項番4、今後のスケジュールでございます。本年9月の第3回定例会において、現行プランの進捗状況の報告を行います。その後、第4回定例会におきまして、中間のまとめを報告し、その後にパブリックコメントを実施いたしまして、来年の第1回定例会におきましてプランの最終版を報告する予定でございます。

なお、資料と一緒に現行のプランにつきまして、コピーを冊子の形で添付をさせていただきます。

ご説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 今のご報告で、特に健康面に非常に関心が高いという話がありまして、その一方で家庭生活に役立つ技能もそうですが、やっていることには7ページの健康的な生活の実現と生涯スポーツを实践という話をしたときに、健康づくりって、体を動かすということが大事だと思いますが、食の面からとか、喫煙等々の生活習慣等々の関係では、もう少し教育委員会としても、教育大綱に盛り込むようにしたほうが、より相乗効果でうまくいくと思うのですが、その辺を今後の課題としてお考えになったほうがいいかなと私は思うのですが、どうでしょうか。

○生涯学習課長 健康に関する部分につきましては、スポーツというものに保健所法を所管いたします健康部の事業もかなり入ってございます。今のご意見も含めて健康部のほうに私のほうからお話しをさせていただいて、既存でもある程度、健康に関しますと学習推進ですとか相談に対して、そういった事業もございまして、その辺で見直しができないかどうか、打診をしてみたいと思います。

○高森委員 統計学的にどうなのかという理由もあるのですが、今回この現状調査の際に、調査対象としたのは20歳以上の男女個人、発送数は1,500。1,500が多いか私にはわかりませんが、内、回収数が約1,000という数字が出ていまして、これだけの数字で果たして言ってしまうといいのかなと、わからないところがあります。

伺いたいのですが、この発送数の1,500の年齢層別の通数はどの程度あるのか。また、回収されたほうは、年齢層で分けると何歳代の方が多いいのか、もしわかれば教えてください。

○生涯学習課長 まず、1,500という数字でございますが、区の行うこういった意識調査については、1,000～2,000程度が多く、この区民意識調査も前回行った23年のときには、対象が1,000でございましたので、それよりは今回増えているという形でございます。

また、年齢別につきましては、20代、30代、40代、50代、60代、70代以上ということで、区分をとってございます。

○高森委員 100ずつ、もしくは200ずつとかでしょうか。

○生涯学習課長 無作為と伺っております、ブロック別に分けてございますので、年齢については入っていないかと思いますが、申し訳ございませんが、その点についてはわかりかねます。

○高森委員 大きいですね。20代が中心なのか、50代、60代が中心なのか。

○垣内委員長 これは郵送で行ったのですよね。インターネット調査ではないですね。

○生涯学習課長 はい。この区民の意識調査につきましては郵送で行いました。

○垣内委員長 郵送の社会調査の場合は、発送数1,500、対象者が台東区民で20万人を切っているし、一応成人だけなのでもっと少ない母集団になりますから、これで十分だと思います。

回収数も1,000ありますので、おそらく400とか500ぐらいあれば分析できるレベルだと思いますので、これも十分だと思いますが、問題は今おっしゃったように、郵送の社会調査の場合、意識調査の場合、この回収率も非常に高いのですが、若年層の方がお答えになる可能性が非常に低くて、年齢的なバイアスがこの回収に入っているのではないのかと思わせる部分がありますが、前回調査も同じような形で郵送調査と社会調査をやっていたらと思うので、比較は可能であろうと思います。

○高森委員 経年は比較できますか。

○垣内委員長 経年には比較は可能だと思います。ただ、どうしてもこの若年層の意見の比重が少ないというのが一般的な傾向としてあります。これがインターネット調査の場合は、年代順、ブロック順と、サンプルの数を決めるのですが、いずれにしても、ランダムサンプリングで、無作為抽出で出されたと思いますので、一定程度の信頼性はあるものと思います。

○高森委員 前回の調査が平成23年、5年前に行ったということで、そのとき48.6%の実施率という取組み状況だったのですが、これが上昇した理由というのは何か考えられますでしょうか。

○生涯学習課長 非常に大きく増えまして、私どもも一応分析といえますか、恐らくこれが原因ではないかなということもやってございます。まずは、総体的に全ての項目がほぼ増加をしております、唯一下がっているのがボランティアだけでございます。これがマイナス1.9ポイントでございます。ただ、23年は東日本大震災が起きた年でございますので、その後にとったということ踏まえて下がっているのではないかと。それ以外については、ほぼ増加傾向、全て上がっております。

まず基本的に、いろいろな活動が生涯学習になっていると区民の方が認識をしているというのが一つ、全体的な底上げと、さらにスポーツにつきましては、ウォーキングなりジョギングに関して健康づくりの一環として明確に目的を持ってやっているという方が、恐らく増えていらっしゃるのではないかと。今回、非常にスポーツが増加をしてございますので、その辺が大幅に増えた原因ではないかなと、そのように考えてございます。

○垣内委員長 この平成23年、2011年ですけれども、このときは停電の関係もありまして、コンサートや展覧会などが中止になったりすることも多くありました。ですので、できればこの平成23年ではなくて、その前の経年変化を見たほうが、本当はいいのかなという気持ちがあります。

ただ一方で、国の調査などでも、少なくとも文化に関しては、観衆率や参加率が少しずつ上がってきておりますので、傾向としては、このような傾向になるのではないかなと思います。

○高森委員 もしかしたらその理由は、やはり団塊の世代が職業を一度離れられて、時間的にも経済的にも余裕があるということが大きな理由なのかなと思います。この調査も1年ごとにやっていたらいいのしょうけれども、5年前というのはかなりブランクがあるので、読み取れないところがありますが、そういったことも一つ理由なのかなという気がいたします。

私は、台東区の国民健康保健の委員を仰せつかっているのですが、その委員会の中で、よく話題に出てくるのが、定期健康診断の受診率が非常に低いということなのです。区民の健康意識がどれだけ定着しているのかということがよく議論されるのですが、この結果を見る限りでは、区民の健康意識は非常に高まってきているというような、数字的な結果が出ているような気もいたします。その辺りはどうなのでしょう。健康意識に関しては、少し向上しているというような感触はありますでしょうか。

○生涯学習課長 近隣区と同種の調査を調べている中で、文京区のほうで平成26年に、同じようにやはり5年単位で生涯学習関係の計画をつくってございまして、26年の調査を行ったものもお手元でございますが、その調査の中で生涯学習に参加したというのが38.1%と若干少ないですけれども、ただ中身を見ますと、一番多いのが健康についてで、その次が教養ということで、やはり同じような傾向を示しております。やはり健康に関して何かをしたいというのが最近としてはトレンドといいますか、皆様、非常に意識されているのではないかと考えております。

その具体的な形として、文京区はスポーツを聞いていないので、含めておりませんが、台東区はスポーツを含めているので、そこで大きく差が出ていると思います。ウォーキングやジョギング、健康維持をするために何かしようという方が非常に増えていらっしゃるのではないかなと考えてございます。

○高森委員 いいことですね。

○樋口委員 健康はみんな関心があるのではないですか。

○高森委員 年齢層だと思います。20代の人よりも、むしろ60代、70代が健康を気にかけている。60代以降の、退職された方々の健康意識が反映されているのかなと思いますね。

○垣内委員長 団塊世代の方々が、今まさに余暇活動に参加しているという部分はあるかと思います。

○生涯学習課長 27年の区民意識調査の中で、健康スポーツであるジョギングをやっている年齢別がございますが、一番高いのが20代、その次が30代、その次が60代となつてございます。

○高森委員 40代、50代は、おそらく仕事がメインということですね。

○垣内委員長 それとの関係で、資料の中で、2ページ目の「重点的な取り組み」の「シニア世代の社会活動を支えます」の部分で、「概ね達成」のほうの事業数も少ないですけども、概ね達成のほうが多いというのは、何か理由があるのでしょうか。一般に達成率は、3分の2くらいが達成、概ね達成が3分の1くらいという状況の中、シニア世代の社会活動の支援という部分については逆転しているというのが若干気になりますが、ここはどのように理解すればいいのでしょうか。

○生涯学習課長 シニア世代に関しては、ちょうど退職された方ですね。団塊世代の方が、自分たちで何かをやっていこうという事業を組み立てていたのですが、どうも皆様方、個別にいろいろなスポーツなどに、ばらばらに入ったりするケースが多くて、シニアの塊というよりは個々に皆様いろんなスポーツや文化活動をされているケースが多いので、結果としてあまり高くなかったということでございます。

○垣内委員長 そうしますと、こうした事業は今後見直しをして、そのニーズに合わせたものに変えていくということになりますでしょうか。

○生涯学習課長 やり方につきましては、区民の方に参加をしていただいて、自分たちで事業を組み立てていただいているようなものもございまして、区の意向だけで決められない部分もございまして。ですので、内容につきましては、この教育の指針に沿った形で、内容の見直しが必要であれば見直しを行いながら、また私どものほうからご説明させていただいて、見直しが必要であればご協力いただくようなこともしていきたいと思っております。

○樋口委員 このアンケートの項目については、こちらが設定したことですよね。

○生涯学習課長 はい。私どものほうで、国の同種のを参考にしまして設定したものでございます。

○樋口委員 そうしますと、これまでの区の生涯学習推進プランの中の1ページ目ですけども、1から6という事業の施策目標がありますね。それとこのアンケートの内容についての、いわゆる相関をある程度見なければいけないと思いますが、地域力を高める施策を展開したのですが、このアンケート結果によると、例えば地域力を高めるために区民はどういう生涯学習をしたいのかという話と、したくないというならこの施策は意味がないという話になるのですが、その辺の関係というのはいかがですか。

○生涯学習課長 その地域力の課題につきましては、5ページ目でございますが、今回、

課題の一つと考えてございまして、どのような方法があるのかどうかにつきましては、現在、新しいプランの中で考えてございます。

○樋口委員 このアンケートから出てくるものと、出てこないものがあって、施策とそこをうまく組み合わせないと、区民はやりたくないというのに施策を打つということが出てくる可能性があるのでは、そこはうまく関連させてやっていただきたいなと思います。

○生涯学習課長 今のご意見も含めて、いろいろと委員会を行って、様々なご意見をいただいておりますので、その中で検討をさせていただきたいと思います。

○垣内委員長 おそらく、生涯学習で何をやりたいかということが、そのままこの施策の目標にリンクするというわけでもないのではないかと思われまして、施策の目標というのは一応ありまして、そのベースになる意識調査をここで行ったということだろうと思います。

この意識調査の結果も十分分析されて、また、各施策のご担当者のニーズを含めて、新しいプランをぜひ有効に作成していただきたいと思います

ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、生涯学習課のキについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(6) スポーツ振興課 ク

○垣内委員長 次に、スポーツ振興課のクについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします

○スポーツ振興課長 それでは、台東区スポーツ振興基本計画の策定状況についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

スポーツ振興課では、平成21年度に台東区スポーツ振興基本計画を作成いたしました。計画から7年が経過し、社会情勢の変化等踏まえて、今年度、新たな計画を策定することといたしました。今回は、現計画の進捗状況及び新たな計画の方向性についてご報告をいたします。

はじめに項番1、現行計画の進捗状況でございます。評価対象は、現行計画21年度～28年度の末時点とし、評価方法は(2)のとおりでございます。

(3)現行計画の基本目標・重点施策についてでございます。現行計画には三つの基本目標と基本目標ごとに重点施策がございます。基本目標・重点施策につきましては(3)のとおりでございます。基本目標及び重点施策の達成状況につきましては、1ページ一番下の表にまとめております。

基本目標のⅡ、子供の体力向上につきまして、子供の体力は向上の傾向にあり、小学生は全国平均を上回ったものの、中学生は下回っており概ね達成という状況でしたが、それ以外は目標を達成する見込みでございます。

続きまして、ページをおめくりいただき、2ページをご覧ください。

こちら、現行計画に位置づけられている計画事情の達成状況についてでございます。表に記載のとおり、施策ごとに計画されている事業の達成状況を、1ページと同様3段階で評価いたしました。計画に該当する事業、全83事業のうち、達成と概ね達成を合計すると79事業、達成率が95.2%となっております。

続きまして、項番2、台東区のスポーツに関する現況についてでございます。新たなスポーツ振興基本計画策定の基礎資料とするため、次の基礎調査を行いました。

恐れ入ります、各調査の詳細につきましては、ページを1枚おめくりいただきまして、右上に別紙と書いてある「台東区のスポーツに関する現況について」で、ご説明をいたします。こちら、項番1でございます。台東区のスポーツに関する意識調査を行いました。概要と調査対象・期間・回収率につきましては、ご覧のとおりでございます。

はじめに(3)の一般区民の調査についてでございます。オリパラ等の追い風を受けまして、健康や運動不足に対する意識が高まり、ウォーキングや体操など気軽にできるスポーツが広まった結果、成人の週1回以上のスポーツ実施率が59.8%へと上昇いたしました。また、今回初めて調査いたしました障害者のスポーツの関心につきまして、④に記載しておりますが、意識の高まりが見られるものの、経験や関心等はいまだに低い状況でした。

続きまして、裏面をご覧ください。

こちら、「区民がスポーツの振興のために必要と思うことは」ということでございます。健康づくりの推進、次にスポーツ施設の整備・充実などの要望が多く挙がりました。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。こちら、(4)障害のある方に対する調査結果でございます。障害のある方の成人の週1回以上のスポーツ実施率は57.5%であり、行った場所や仲間につきましても、一般区民の調査結果と概ね同様という結果が得られました。こういった結果から生涯の有無に関係なく、スポーツに親しめるような環境整備が必要であると分析しております。

恐れ入ります、ページを1枚おめくりいただきまして、資料4ページをご覧ください。

「障害者スポーツをする上で必要とされていること」でございます。スポーツをする上で、施設や周囲の理解を求めていること、また、施設のバリアフリー化が必要であるというご意見を多くいただきました。

次に、5ページをご覧ください。こちら、児童・生徒への調査でございます。こちら東京都の児童・生徒、体力、運動能力、生活習慣等の調査結果、及び台東区の私立・国立高校のスポーツに関する調査結果に基づき分析を行いました。調査対象期間はご覧のとおりでございます。こちら台東区の小中学生の体力合計点はここ数年向上しており、23区と比較しても高い水準にあります。しかし、中学生は全国平均を下回っており、さらなる体力

向上が必要です。また、運動の頻度や運動好きな生徒は年代が上がるにつれ減少し、運動の好き嫌いの二極化へ対応する必要があると考えられます。

ページをおめくりください。続きまして、項番3、台東区の地域スポーツ団体の調査結果でございます。団体の概要と、調査対象期間等につきましては、(1)(2)のとおりでございます。調査結果につきましては、高齢者の割合が増加しており、メンバーや活動の場所の確保が課題と認識されております。また、障害者スポーツへの取組みに関しては、多くのスポーツ団体に関心を持っているものの、知識や経験の不足から大会や事業等実施している団体は少ないという状況でございました。

台東区のスポーツに関する現状につきましては、以上でございます。

次の資料、最初の資料の3ページをご覧ください。こちらは新たなスポーツ振興基本計画を策定するに当たり、現行計画の進捗状況や基礎調査を踏まえまして、計画策定委員会で検討を行っておりますので、現時点での方向性についてご報告をいたします。

(1)に記載のとおり、現行計画策定後、スポーツ基本法の改正により誰でもスポーツをする権利を持つとされ、また、台東区教育大綱も制定されました。また、東京でのオリンピック・パラリンピックの開催も決定しております。これらの視点を加え、基礎調査から明らかになった課題に対応するため、(3)に新たな計画の取組みの方向性の案についてまとめしております。

策定委員会の意見や、台東区の長期基本計画を踏まえまして、新たな計画の取組みでは、三つの基本目標で構成したいと考えております。まず、事業の面の目標、施設の面の目標に分類し、さらにスポーツ権の制定に伴い、重要性の増している障害者スポーツ振興も基本目標に加えた三つの基本目標でございます。

需要面では、スポーツ実施率をさらに向上することを目標とし、運動習慣の基礎となる子供の体力向上を重点施策としてまいります。

施設面は、区立スポーツ施設の年間利用者数を数値目標とし、スポーツの拠点であるリバーサイドスポーツセンターの陸上競技場を含めた屋外施設の有効活用を重点施策とします。

障害者スポーツに関しましては、障害者スポーツにより障害のある人とない人の相互理解、障害者の社会参加を進めるため、一般区民の障害者スポーツに対する関心を高めることを数値目標とし、パラリンピックの機運醸成に関わる重点施策を設けます。さらに全ての基本目標に2020年東京オリパラの競技大会の大会後を見据えた視点を取り入れ、スポーツ振興につなげたいと考えております。

今後の予定は、項番4でございます。

また本日、現計画のコピーまた意識調査の冊子を配付させていただきました。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

資料8の2ページの(4)の計画事業の達成状況で、未達成というものがいくつかあります

が、このことについてご説明いただけますか。

○**スポーツ振興課長** 達成できなかった事業の理由につきましては、事業の再編や、事業費の確保ができなかったもの、事業が重複していたために事業が確保できなかったものなどございました。具体的には、事業の再編の関係で、障害者スポーツに関する事業になりますが、松が谷福社会館が所管している事業で、計画を立てたときは知的障害と身体障害者の二つの事業を行っていましたが、浅草蓬萊という施設が途中でできまして、知的サービスの事業が移管されたことで事業が変更になったというものがございました。また、それに伴って水泳事業が重度障害者に限られたことで、会場までの移動等が難しくなったということがございます。それから、地域スポーツ団体からの部活動への指導者派遣事業を計画しておりましたが、部活動に指導者を呼ぶ別の事業がございまして、結果として地域スポーツ団体からの派遣の実績が少なかったというもの、また、筋力トレーニングを支援する事業を実施する団体が解散し、別の所管の事業にも類似事業があったことから、事業が終了したということがございました。

○**高森委員** 今回は先ほどの生涯学習の調査と違って、調査の発送数は6,000通ですね。6,000通発送して、回収率は非常に低く3割で、今回は1,800通ほどですけれども、こちらの冊子を見ますと、3ページに年齢層別の表がありますが、やはりこれを見ると50代以降、特に60代の方の回答が多かったのかなと思います。やはりこの世代の方々がスポーツにかなり関心を持っている世代なのかなという気もいたします。今回は件数が6,000件ありましたから、かなりの世代に満遍なく行っていると思いますが、それでもこの60代の回答例数が22%ですから、かなりの割合を占めていますね。

そこで一つ伺いたいのが、その次の4ページですね。居住地域の円グラフがありますが、南部地域、浅草地域が非常に多いですけれども、これはスポーツ施設の所在地と何か因果関係はあるのでしょうか。

○**スポーツ振興課長** 区分けにつきましては、資料の2ページに地域区分図というものがございまして、それに基づいて行いました。従いまして、スポーツ施設との因果関係につきましては、特にはないと認識をしておりまして、台東区のスポーツ施設、各地域に満遍なく同じものがあるかというところでもない状況ではございますが、運動ができる施設は各地域、何らかの形で設けてございます。

○**高森委員** ただ、これを見ますと、隅田川沿いの北部、浅草南部地域はかなり充実していますね。リバーサイドスポーツセンター、柳北スポーツセンター、たなかスポーツプラザ。西部地域もありますけれども、やはりその部分の回答数が多いように感じます。

スポーツ施設が近くにある方は、スポーツ施設で汗を流すという機会に恵まれていますけれども、谷中地域は少ないですね。何に因果関係があるのか考えてみますと、地域別にあるようにも感じます。年齢別にもあると考えられますが、地域性も考えられるのかなと思いました。

○**スポーツ振興課長** 今、委員がおっしゃったこともあるのかもしれませんが、アンケ

一ト調査を見ますと、スポーツをどこで行っていますか、誰と行っていますかという問いに対して、一人でとかですね、ウォーキングや体操というのが多いので、特にスポーツ施設があるから、ないからということも多少はあると思いますが、一番はやはり一人でやる方が多い状況にございますので、その辺はもう少し分析をしていきたいと思えます。

○樋口委員 そのウォーキングであるとか、一人でやっているという回答は、どの辺りにありますか。

○スポーツ振興課長 こちらの資料の3ページと、冊子だと12ページ、13ページ、あと15ページにございます。

○高森委員 細かく行っていますね。

○垣内委員長 自宅や近くの公園で行っていらっしゃるみたいですね。

○高森委員 ほとんどがウォーキング。散歩やラジオ体操ですね。

○樋口委員 場所が自宅周辺という方が多いですからね。

○高森委員 これだけでほとんどのパーセンテージを占めているのですね。そういうことであれば、施設はそれほど関係ないのかな。これは年齢層にもよるのだろうけれども。60代ですと、野球をするとかあまり考えられないですからね。

○垣内委員長 運動不足感については、19歳以下の人が1番多く占めていますね。60代は感じないということでしょうか。

○樋口委員 28ページ、29ページの「運動やスポーツしなかった理由」のところでの、ここの問題をどのようにして解消していくかが課題だと思いますね。家事で忙しくてやむを得ない場合や、お金がかかるといいますとか、体力の衰えなら回復していかなければいけないので、そのままにしてはまずいというのものもあるし、興味・関心、仲間がないというのは、どうしたら解消できるかというのが、施策の課題になりますので、このデータは非常に重要だと思いますね。

私がこの回答に答えるとしますと、10年ほど民間のフィットネスクラブに通っているのですが、いつも日曜日に行っているものですから、あまり会わなかったのですが、この間たまたま時間があつたのでウィークデイに行きましたら、周りはみんな同年代の退職した方々で、私に話しかけてきた方がいて「ここはおもしろくない」というのですよ。どういうことかという、一人で来るんだけど、話し相手がいなくなったということなのです。話し相手が違うクラブに行ったので自分も移ろうと思いますから、あなたも考えたほうがいいですよと言うので、「いや、私はここで続けます」と言いましたけどね。

これはおそらく、茶飲み話をしたいというのも一つあるのかなと思いますね。私の通っているスポーツクラブには、終わってから話をするようなスペースがないんです。ですから、これまでの概念では、スポーツ施設というのはスポーツをするところなんですけれども、これからも続く高齢化社会においては、スポーツプラス茶飲み話ができる施設が必要なのもかもしれませんね。要するに、家にいられないか、いたくな

いか、そのためにスポーツに行くというところもあるかもしれませんので、そのような施設の利用の仕方もあるのかもしれませんがよ。

○**スポーツ振興課長** 樋口委員のおっしゃったコミュニティでの情報交換の場というものも必要だと思いますので、そういうことは考えていきたいと思います。

○**垣内委員長** 重点事項の中で、3ページの、取組みの方向性のソフト事業の基本目標が、子供の体力向上ということになっていますが、この意識調査を拝見しますと、まず7ページの、19歳以下のところで「自信のある人」がといますか、サンプル数が14と非常に少ないということもあるので、バイアスがかかっているとは思いますが、自信がある人がゼロで、普通であるという人が半分で、不安があるという人が4割ですね。

それでさらに、この後、17ページのスポーツの実施度では、やはり非常に回数も少なく、ほかの年代に比べて週3回以上が2割で、週に2日というのが7%。21%が週に1回程度ですね。それで、ではどこで行っているかということ、21ページで、場所がほかの年代に比べると、自宅が若干少なく、区外のスポーツ施設が多いですね。スポーツをしなかった理由は、29ページのところで、誰も回答してないといいますか、回答数が1しかなくて、特に理由はないということですね。

特に重点的にやろうとしているこの子供というのは、どこまでをまず想定しているのかということと、特に10代の方々のサンプル数が少なく、なかなかよくわからないという部分をどのように考えるのかということをご教示いただけますか。

○**スポーツ振興課長** ご説明が足りなくて申し訳ございません。意識調査をまとめた、このブルーの冊子につきましては、子供については18歳以上の方をサンプリングしております。

○**垣内委員長** 19歳以下というのは、18歳、19歳ということですか。

○**スポーツ振興課長** 資料8の5ページ、児童・生徒の調査ということで、東京都の資料を採用したのですが、東京都の児童・生徒、体力、運動能力、生活習慣等の調査ということで、自治体別や学年別に子供たちの体力点、体力合計点や運動習慣等の調査のデータがございましたので、子供たちの分析はこちらのほうからさせていただきました。また、高校生につきましては、公立高校は東京都のほうにデータがございまして、区内にある私立の高校や国立の高校については、私たちのほうから調査をかけて分析をしております。

○**垣内委員長** では学年が上がるにつれて運動が嫌いになってしまうということ、何らかの形で支援するなりして、体力向上に結びつける、そういうことでしょうか。

○**スポーツ振興課長** そうですね。やはりスポーツは、子供の学年が若ければ若いほどスポーツ実施率が高く、学年が高くなるにつれてだんだんと減っていくということがございますので、成人、大人になってもスポーツを続けていただくには、子供の頃からの運動習慣が大事だということで、子供の体力向上ということを施策に入れさせていただきました。

○樋口委員 運動の実施率が低くなるのは、一般的には受験が原因ではないでしょうか。受験に集中すれば、スポーツをする暇がないということでは。

○垣内委員長 ただ、中学生などは頑張っていますよね。ほぼ毎日、部活などで運動をしていますからね。嫌いな人が増えていくというのは、嫌いになってそのまま大人になってしまうと、運動しなくなるということでしょうか。

○スポーツ振興課長 そうですね。嫌いという方もいると思いますが、ほかにスポーツではなくて文化的な趣味をやる方がいます。スポーツが嫌いということではなくて、アンケートをしますと決して嫌いではなくて、ほかの趣味があるからという、そうした傾向は見受けられます。

○垣内委員長 運動が好きか、嫌いかという質問ではなかったのですか。

○高森委員 質問はそうですが、嫌いという方はそれほど増えてはいないですね。

○垣内委員長 好きと回答しているのは、小学生だと64%、中学生は47%程度で、高校生では4割という、そういう感じでしょうか。

○高森委員 それほど高校生が増えたわけではないのですね。

○スポーツ振興課長 運動については、学年が上がるにつれて嫌いになる傾向があるということがございますので、これを少しでも食いとめたいということもございまして、子供の体力の向上、子供たちの運動習慣を身につけさせたいと考えてございます。

○垣内委員長 いろいろな情報が、たくさんこの意識調査にあると思いますので、これを十分分析していただいて、現状を踏まえつつ新しい基本計画につなげていただければと思います。

よろしいですか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、スポーツ振興課のケについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(7) 中央図書館 ケ

○垣内委員長 次に、中央図書館のケについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、台東区立図書館の基本的な考え方についてご説明いたします。

項番1、策定の目的でございます。記載のように図書館を取り巻く状況が変化している中、目指す図書館業と基本方針を明確にし、今後のサービス展開を具体化していく基礎とするために策定いたしました。

項番2、検討の経緯でございます。資料に記載のとおり、関係課長による検討委員会などのほか、学識経験者や社会教育委員の会議での意見聴取などを踏まえ、台東区立図書館

の基本的な考え方の検討を進めてまいりました。

別紙2をご覧ください。こちらの12・13ページ、一番最後のところになります。学識経験者からのご意見を記載してございます。図書館の配置の状況については、台東区の図書館の配置の状況は理想に近いのではないかと。図書館の基本的な機能を忘れてはいけません。台東区は歴史のあるまちなので、もっと伝えていくべきである。子供たちへのアプローチは大事であるなどのご意見を頂戴しております。

項番3、台東区立図書館の基本的な考え方についてでございます。別紙2の1ページをご覧ください。第1章、「台東区立図書館の基本的な考え方」の策定の趣旨でございますが、国や区の動きを踏まえ、状況の変化に沿った図書館運営を行うための基本的な考え方を示すものでございます。

次に、2ページをご覧ください。第2章は現状と課題ということで、現在の資料数など状況の説明を記載してございます。

3ページの後段以降に、それ以外の各種サービスの説明として、レファレンスサービス・障害者サービス、ページをおめぐりいただき、児童サービス、郷土資料、池波正太郎記念文庫、図書館事業を介した交流などについて記載してございます。

5ページには学識経験者のご意見などを踏まえ、課題を記載してございます。誰もが利用しやすい環境づくり、子供の読書の推進、台東区の歴史・文化の伝承、本を通じた出会いと集いの場の提供などを課題として捉えております。

6ページをご覧ください。第3章には、目指す図書館像として、区民に役立つ図書館と生涯学習を支える図書館を定めました。また、基本方針を“「知りたい・学びたい」に応える”“子供の成長を支える”“歴史・文化を伝える”“絆が生まれる”の四つといたしました。

7ページ、第4章には基本方針ごとに取り組みの方向性を記載してございます。

なお、第1章から第4章をまとめた物が、別紙1でございます。

10ページをご覧ください。第5章、運営の考え方といたしまして、引き続き現行の形態で運営してまいりますが、区民や関係機関などとの意見交換会を開催し、区民・地域の声を反映した図書館運営に努めていくこと、また、今後については人材の確保・育成とともに、個々の方針や基準を作成・見直しするなど、台東区の実情に即したものとなるよう、検討していくことを記載してございます。

項番4、今後の予定は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 別紙2の2ページ目の一覧、集計表ですけれども、項番1の現状のところですが、区民一人あたりの蔵書数、区民一人あたり貸出冊数に関して、特別区の中では台東区はどのような位置づけになるのでしょうか。

○中央図書館長 26年末現在、一人あたりの貸出冊数、それから一人あたりの蔵書数と

もに、上から数えて10番目となっております。

○高森委員 ちなみに一番多い区はどこですか。

○中央図書館長 まず、一人あたりの貸出冊数の1位は文京区です。蔵書数は千代田区でございます。

○高森委員 一番本を読む世代は何歳ぐらいなのでしょう。台東区の場合は、わかりますでしょうか。台東区には大学が1校しかないで区内在住の大学生が図書館を利用するということはあまり考えられない。国会図書館やそちらのほうに行くことはありましたけれども、私も大学生のときに区内の図書館で本を閲覧したという記憶がないのです。台東区の年齢層としては、何歳ぐらいの方が利用されているのでしょうか。

○中央図書館長 貸出冊数を年代別に見てみますと、60代の方が一番多いです。その次が40代、続きまして30代の順となっております。

○高森委員 30代の子育て世代については、もしかしたら小さなお子様のために利用しているのかもしれませんがね。やはり、60代以上のシニア世代の方が多いのですね。

○中央図書館長 はい。

○高森委員 おそらく千代田区や文京区は、もっと幅広い世代の、特に学生が利用することも考えられますので、貸出数が多いのかなという気がいたします。

○垣内委員長 千代田区の場合は、あそこはビジネスマンを対象としていて、区役所の上のほうに図書館をつくりましたから、夜間も開館しています。指定管理者制度を導入し、コンシェルジュによるサービスを提供していると思います。夜間人口が非常に少ないところですので、そのような形になるのかと思いますけれども、台東区の場合はやはり地域に根差した住民の方も多いですから、そうした方々に向けたサービスの充実が必要なのかなという感じがいたします。

図書館は今、入館者数も伸びてきておりますし、ある意味、非常に重要な地域の知的拠点でもありますので、しっかりと整備をしていただいて、知的インフラの一部を担っていただくという重要な役割を果たしていただきたいと思います。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、中央図書館のケについては協議どおり決定いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局、各課ごとに報告をお願いし

ます。

はじめに庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、台東区教育委員会の後援名義使用について、資料10でご説明をいたします。

今回は、庶務課取扱分が1件、生涯学習課取扱分が1件で、いずれも継続の案件でございます。

まず、はじめに庶務課取扱分でございますが、国立大学法人東京藝術大学が本年12月3日から4日にかけて実施をいたしますワークショップやシンポジウム、展覧会、コンサートなどを主な柱といたします「藝大アーツ・スペシャル2016「障がいとアーツ」第6回」でございます。

続きまして、生涯学習課取扱分でございますが、日本スペインギター協会が10月9日に開催をいたします「第34回スペインギター音楽コンクール」でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 イウ

○垣内委員長 次に、学務課のイ及びウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、就学時健康診断についてご報告をさせていただきます。

就学時健康診断につきましては、学校保健安全法に基づき実施するもので、来年度就学予定の児童を対象に住所地に基づく通学区域の各小学校で実施をいたします。

日程は、資料のとおりでございますが、各医師会、学校医、学校医師会のご協力により実施するものでございます。

この検診の各ご家庭へのご案内につきましては、10月上旬に発送する予定でございます。

1件目の報告は以上でございます。

続きまして、平成29年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集についてご報告をいたします。

区立幼稚園10園、区立認定こども園3園の短時間保育における来年4月入園の園児募集でございます。

項番1、募集概要につきましては、例年どおりのスケジュールで11月1日から各幼稚園、こども園において募集案内・入園申込書を配布し、募集をスタートいたします。

スケジュールにつきましては、裏面にフロー図をお示ししておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

資料表面にお戻りください。

資料項番2、募集見込み数でございます。資料の表は幼稚園、こども園の定員からきょうだい関係や4・5歳につきましては、持ち上りを勘案いたしまして募集見込みを算出しております。29年度につきましては、幼稚園が342名、こども園が63名の計405名となっております。

表の下の米印でございますが、一つ目は本年度も実施しておりますが、幼児人口増加に伴う暫定的な措置として、来年度につきましても台桜幼稚園、石浜橋場こども園を除く11園で3歳児の定員を2名ずつ増員いたします。また、根岸幼稚園につきましては、3歳児を2クラス編成といたします。

二つ目も例年どおりの対応でございますが、現3歳児・4歳児にきょうだいが入園する場合は優先して入園予定者といたします。この場合、きょうだい優先により入園予定者のいる園については、25名の上限に定員を調整してまいります。

平成29年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集についての報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、学務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 就学時健診については、保護者の方からもいろいろと受けることについての要望もあろうかと思いますが、最近、これについては何か課題はありますか。

○学務課長 特にこの検診については、ご要望という形では教育委員会のほうに直接来ていることはございません。ただ一部、区議会のほうから土曜日に実施できないのかというご意見をいただいたことはございます。

現状、指定された日にちに受けられない場合は、他校で受診できるように調整をさせていただいておりまして、そのことについて大きな課題になっているという認識は現時点では持っていないというところでございます。

○垣内委員長 受付時間が随分短いですが、特に問題はないということでしょうか。

○学務課長 こちらの受付時間は10分から20分の幅がございまして、それぞれの学区域の児童数に応じて時間を設定させていただいておりまして、例年この時間帯でやらせていただいておりますが、特に大きな混乱、問題等はございません。

○高森委員 もし、この日は都合が悪い、この時間帯は都合が悪いという方はどのような代案があるのでしょうか。

○学務課長 まず、教育委員会のほうにご連絡をいただきまして、受診できる学校のほうをお示ししていただければ、学校間との調整をさせていただくというやり方で日程の変更をさせていただいております。

○高森委員 基本的には学校で受けることが前提なのですね。たとえば、保健所で変わりに受けるようなことはできないシステムですね。

○学務課長 そうです。検診を行うことと、校長先生との面談等もございまして、基本

的には学校で受けていただくことになってございます。

○垣内委員長 それでは次に、報告事項、学務課のウについて、何かご質問はございませんか。

なかなか難しいかと思いますが、潜在的なニーズに対して、どの程度応えることができていると認識されているのでしょうか。

○学務課長 潜在的なニーズをどのように捉えるかというところが非常に難しいところがございます。実際に、保育園にお申し込みをされている方でも、教育ニーズが全くないかという、そういうわけでもないというところがございます。正直なところ、教育ニーズがどれくらいかという統計というものについて、今の時点でお答えできるようなものを持っていないところではございます。

ただ、就学前の人口、これから3歳児に上がるお子さんの数からしますと、幼稚園のこれまでの傾向からすれば、幼稚園のニーズには大体応えられるのかなというところはございますが、そろそろ人数的にはかなり厳しくはなっているという状況ではございます。

○和田教育長 実際に、4歳児・5歳児の新規の申し込みによる充足率というのは、どの程度と見ていますか。

○学務課長 例年の募集によりますと、5歳児は昨年度も実は応募はございませんでした。ですので、ほぼ3歳児から持ち上がった人数で4歳・5歳と行くというケースが多くはなっております。4歳については、若干の応募があると、そのような状況でございます。

○和田教育長 4歳・5歳について、定員に満ちていない部分について、今後、課題としてだんだん大きくなっていくかと想像しているのですが、それについての考え方をお願いします。

○学務課長 基本的に幼稚園、それからこども園の短時間については、先ほど申し上げたとおり、3歳でお入りになって3年間教育を受けるという方がほとんどという状況で、なかなか年度途中からですとか、転入する方は別として、4歳児・5歳児からという方はあまり多くはないという状況がございます。

そうしますと、3歳児の定員の数は今最高でも25人というところではございますが、いろいろ諸課題はありますけれども、こちらの認定をある程度増やせないかということについても検討していく必要があるのだろうと、そのように認識をしているところでございます。

○垣内委員長 ほかにございませんか。

○樋口委員 先ほど議論をしていた就学時健康診断のところで申し訳ないのですが、2点お願いがあります。昨今の経済情勢を考えると、やはり母親が仕事に行っている、いわゆる定職を持っているという可能性も相当あるのではないかと思います。そのような中、健診をウィークデイに受けなければならないとなると、保護者の負担にもなりますし、会社をお休みしなければならなくなりますね。

ですから、今後の課題として、これは全部の小学校でというわけにはいかないと思いま

すが、ブロックごとに土曜日に実施するというのも考えたほうがよろしいかと思ひます。これは、来年度以降の話で構いませんので、懸案として考えたほうがよろしいかなと思ひます。

先ほど言われた、もし、この時間帯に受けられない場合には他校でという話になると、校長先生の面談もありますので、他校の校長がおそらくその学校に行かなければいけないということがあると思ひます。そうした状況を考えれば、土曜日に実施することは、これは行政の負担増になるかもしれませんが、やはりサービス面で考えると、たとえば4カ所ぐらい受けられるようにして、平日受けられない子供たちのために就学時健康診断を行ったほうがよろしいかなと思ひます。それを考えていただきたいのが一つ。

もう一つは、この間、新聞に載っていましたが、保育園の事前予約について、赤ちゃんが生まれたときからかどうかわかりませんが、その辺も将来の課題として、今のこのご時世において、やはり考えておく必要があるだろうと思ひます。

この2点について、一応提案をしておきます。

以上です。

○学務課長 まず、1点目の就学時健康診断につきましては、こちらは決してサービスで実施しているものではないという点は申し上げておきたいと思ひます。ただ、保護者の利便性等については、当然考える。それから、今後そういった課題に対してどのように対応していくかということについては、適宜検討していかなければいけないということになりますが、学校、それから歯科医師、学校医の先生方と一度、そういったご意見が出ていることについては、何かしらの形でお話をしていきたいなと思っております。

それから、2点目の事前予約のことについては、区立幼稚園の場合は基本的には特に保育の必要度に応じて園児を入れているわけではないという状況でございます。従いまして、基本的には現状どおり、同じスケジュール感で、重なった場合は抽選でという形が一番公平なのかなとは考えているところでございます。

○児童保育課長 樋口委員のおっしゃりました出生した月日に応じての保育入所の件については、台東区も予約事業を実施しております、人数は少ないですが、年間30人の0歳児をお受けしているところでございます。

○高森委員 私も一つ要望がありまして、資料12の幼稚園・認定こども園の園児募集の件については、当然、この前に私立幼稚園があつて、また保育園があつて、公立の幼稚園の短時間保育、こども園の園児募集ということなんです。

これは、先ほど教育ニーズの需要がどの程度あるかという話もありましたが、確かに、今、ウエートは保育ニーズに傾いているところがありまして、なかなか教育に目が向かない部分もあります。確かに4歳児・5歳児、定員は増えるけれども、結局3歳児からの持ち上がりですから定員割れをするのは当然だと思ひます。

ただ、一方で3歳児のほうの枠がかなりきつくなっているということであれば、例えば、3歳児のクラスの運営の仕方ですね。教員1人に対しての人数がありますから、例えば3歳

児だけ複担任制にして、教室のキャパシティーもあるとは思いますが、もう少し定員を増やしてですね、そうすれば、必然的にその持ち上がる4歳児・5歳児の定員も減っていくのではないかと思うのですが。

ただし、複担任にするということになれば、当然、人件費も増えますし、なかなか難しい部分もありますけれども、そのようなことがもしできれば、お考えいただきたいなと思っております。他の自治体でそういったことをやっているところはあるのかどうか、その辺の情報がもしあればお聞かせいただきたいと思っております。

○学務課長 幼稚園の基準でいきますと、基本的には担任の先生というのは1クラスについてお一人ということになっておりまして、1学級当たりの上限が35人となってございます。ただ、3歳児の場合は、初めて集団生活を送るお子さんになりますので、やはり年度当初は、4・5歳児とは違って、やはり手のかかる部分もあるとは聞いております。

実際に今年、根岸幼稚園が3歳児2クラス編成でございますが、園長先生のお話では2クラスだけれども、先生1人当たりが持つ人数というのが大体14人程度という形になっているので、非常にクラスとしては安定しているというお話を伺ったこともございます。

今後、先ほど教育長のご質問にお答えした際に、3歳児の定員を増やすかということも含めて検討していく必要があるとお答えいたしました。その中で、やはり1学級といえますか、お一人の先生がお持ちになるお子さんの数というのはどれぐらいがいいのかなどということも含めて、学級編制については考えていきたいと思っております。

○高森委員 ちなみに根岸幼稚園の話も出ましたけれども、今、3歳児が2クラス、来年、また入ってくる3歳児が2クラスで、5歳児は卒園しますから教室は減りますけれども、もうマックスですよ。再来年度にもう1クラス増やすの厳しいですよ。

○学務課長 実は今年、先ほど申し上げたように根岸の3歳は28名なんです。今の認可定員上は4歳は30人ですので、来年度4歳児は1クラスになります。ですので、来年度も3歳児は2クラスとれるという状況でございます。

○高森委員 わかりました。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のイ及びウについては、報告どおり了承願います。

(3) 児童保育課 エ

○垣内委員長 次に、児童保育課のエについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、来年4月の保育所等の入所申込の受付について、ご報告をいたします。

項番1から項番5までにつきましては、ほぼ例年と同様に開催をいたします。今回の受付期間は10月24日から12月22日で昨年より2日間ほど長くなってございます。募集要項のほ

うは10月上旬にお配りをいたしまして、約2カ月間をかけて申し込みを開始いたします。

大きく変わったところは裏面でございます。裏面一番上でございます。4月入所における出生前申込の実施を行います。これまで、産休明け保育が必要な方につきましては、一次申込が終わった後、出産をされてすぐお申込をしていただかなければいけないという事由がございました。この点につきまして、妊娠中からお申込ができるような体制をとってほしいというご意見を寄せていただいたところでございます。今年度は産休明け保育が可能な2月3日までに生まれたお子様について、この11月・12月のお申込期間中に妊婦さんからの申請を受け付けることができるようにいたします。

受付の中身でございますが、まず、4月の入所申込に必要な書類を一旦そろえていただきまして、この期間内に申請をいただきます。その後、2月3日までに出産された方につきましては、お子さんのお名前、生年月日、出産後の状況などを記入していただいた届出書を出生届等とあわせて区のほうにお持ち込みいただくことで登録を完了するという形の二段階でいかせていただきたいと思います。

そのため、例年実施しておりました0歳の申し込みの延長期間というものは廃止させていただきます。

この件の周知につきましては、項番6のとおり、広報「たいとう」の10月5日号等に掲載をさせていただきます。

スケジュールにつきましては、こちらも例年のとおり、1月から2月に審査を行い、2月中旬に結果発表をいたします。3月に各園での面接、健康診断を実施いたしました後、4月に入園になる予定でございます。

報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 私立幼稚園の方と情報交換をする中で、最近特に出てきている話が、私立幼稚園に応募申し込みをしているご家庭が、3月間際になって入園の辞退をされるということがあるとうことなのです。入園が決まっているお子さんですね。

それについての理由を確認すると、保育所の入所が決まったからということで、私立幼稚園さんにとしてみると、大変そのことに苦慮しているところがあると聞いております。そのことについて、結果的に保護者の方の利用の利便を考えれば、現状でいいとは思っていますが、問題意識としてはその辺はどういう判断をしますか。

○児童保育課長 現在、保護者は、いわゆる保活という名のもとに、私立幼稚園をお申し込みをするのと同時に、保育所の入所も申し込まれているという方がいらっしゃいます。こちらについては、3歳～5歳の方に限っているところではございますけれども、特に3歳児の保護者の方にそういった傾向がございます。

大きく二つに分かれておりまして、事前に私立幼稚園の面接等クリアされて入所内定を受ける場合と、保育園の決定が終わった後から入れなかった方が、私立幼稚園に急遽お申し込みをするというタイプに分かれておりますが、例年、私立幼稚園に2月以降お問い

合わせをしても、なかなか受けていただけないということもあるようで、前もって10月にお申し込みをして、席を確保した上で保育園をお申し込みになっている方が多くなっていると聞いてございます。

私どもも、できるだけ早く結果をお出しして、入れなかった方がいろいろな方策がとれるようにということで、日程を早めておりますが、やはり各園での面接等を終了しないと、なかなか入所の決定ができないというところではございますので、この日程については、できるだけ私立幼稚園のほうに状況をお伝えいたしまして、ご理解をいただくようにしていきたいと考えてございます。

○垣内委員長 ほかにございますか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、児童保育課のエについては、報告どおり了承願います。

(4) 放課後対策担当 才

○垣内委員長 次に、放課後対策担当の才について、放課後対策担当課長、ご報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 では、平成29年4月こどもクラブ入会申込の受付についてご報告させていただきます。資料14をご覧ください。

まず項番1、申し込み資格についてでございます。保護者が就労や病気により、放課後に保育ができないご家庭の小学生までの児童が対象となります。

次に、項番2、対象施設につきましては記載のとおりでございます。

項番3、受付期間、また項番4、受付場所・時間、項番5、申込手続については例年どおり行わせていただきます。

なお、入会案内につきましては、10月中旬から児童保育課、こどもクラブ、児童館で配布する予定でございます。

次に、項番6、周知方法でございますが、例年どおり、広報「たいとう」等で行ってまいります。

恐れ入りますが裏面をご覧ください。

項番7、入会までのスケジュールでございますが、来年の1月中旬から2月上旬にかけて、入会の審査を行いまして、以降記載のとおり進めてまいります。

最後に項番8、その他でございます。こどもクラブと同様の事業を行っております石浜小学校放課後子供教室B登録につきましても、同様の受付として行ってまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 確認ですが、費用月額は、民設民営も公設公営も全て同じということで理解してよろしいですか。

○放課後対策担当課長 民設民営ということで、いろいろなこどもクラブがあるかと思いますが、民設民営の台東入谷こどもクラブ、こちらに書いてある1カ所につきましては、同じ育成料でございます。

○樋口委員 それは補助が出ているということですか。

○放課後対策担当課長 台東区のほうから補助を出させていただいています。

○垣内委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、放課後対策担当のオについては、報告どおり了承願います。

(5) 中央図書館長 カ

○垣内委員長 次に、中央図書館のカについて、中央図書館長、報告をお願いします。

○中央図書館長 それでは台東区立図書館公式ホームページリニューアルについてご説明いたします。

項番1、目的でございます。現状のホームページの課題を整理し、ページ構成及びデザインの見直しや、機能の追加を行うことにより、利用者の利便性の向上と情報発信の強化を図り、図書館利用の促進を図ることを目的としております。

項番2、現状の課題でございます。情報の入口であるボタン等の配列・配色がわかりづらく、サイト内の検索機能がないために、必要な情報が探しにくいことと、高齢者や障害者、日本語を母語としない方などにとっての利用しやすさ、アクセシビリティへの対応が不十分であることが挙げられます。

項番3、実施による効果でございます。情報の入口であるボタン等の配列・配色や画面デザインを見直したことで、サイト内検索機能を追加したことにより、必要な情報にアクセスしやすくなります。また、アクセシビリティの向上や、図書館の所蔵資料の検索が行える機能をトップページに設けることにより、利便性を向上させます。

項番4、ホームページアドレスの変更についてでございます。今回、新ホームページを台東区公式ホームページ内に新たに構築することになるため、ホームページアドレスが変更となります。変更に伴う利用者の混乱を防ぐため、十分な周知を行うとともに、リニューアル前のURLにアクセスした場合に自動的にリニューアル後のページへ移る設定を行います。蔵書検索システムのURLの変更はございません。

項番5、周知方法、及び項番6、スケジュールについては、記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

この項番3の(3)、これはサーチエンジンがついていて検索をすると、例えばどこの分館に蔵書があるとか、中央図書館にあるとかそういうことがわかるような、そういう検索機能なのでしょうか。

○中央図書館長 現状は、台東区の図書館のホームページから、タイトルや著者名など入力する検索画面に遷移するまで手間が何段階かかかるところを、今度は、トップページからその検索機能が使えるということになります。

○垣内委員長 これは所蔵されている場所もわかるのですか。

○中央図書館長 はい。それは現行も表示はされますが、どこの図書館にあるということも表示されます。

○垣内委員長 それが非常に早く、わかりやすくなるということですか。

○中央図書館長 検索システム自体は現行どおりでございますので、速度が速くなったりするというようなことではないのですが、トップページから検索機能が使えますので、その分早く結果にたどり着けます。

○垣内委員長 ここにたどり着くまでのプロセスがなくなるということですね。

○中央図書館長 はい。

○高森委員 このサイトのスマートフォン向けのページがあったかと思いますが、リニューアル後もスマートフォン向けのページがあるのでしょうか。

○中央図書館長 ございます。

○高森委員 このページではなくて、別にあるわけですね。このページにアクセスするのですか。

○中央図書館長 このページにアクセスしていただきます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、中央図書館の力については報告どおり了承願います。

3 10月の行事予定

○垣内委員長 次に、10月の行事予定について、庶務課長、ご報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、資料16でご説明をいたします。

10月の教育委員会定例会は、13日と24日に予定をいたしております。

また、13日の午前中には、定例の小中幼保連合校園長会のほうに、教育委員の皆様全員のご出席をお願いいたします。

そのほか、10月はスポーツ関係の行事が盛りだくさんとなっております。ほとんどの行事におきまして、教育長の挨拶が予定をされております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、行事予定については、報告どおり了承願います。

4 その他

○垣内委員長 その他、何かございますか。

○事務局副参事 1点ご報告をさせていただきたいと思います。蔵前小学校についてでございますが、本日9月1日から2学期が始まりました。改築に伴いまして本日から仮校舎であります旧柳北小学校のほうに移転をいたしまして、授業を開始ということになりました。

今朝、初日の登校ということで、学校が動き出しまして、お子さんも無事に登校していただきました。歩いていただいているお子さん、それからバスに乗っていただいているお子さんともに、特に大きな問題なく到着をしております。

また、帰りにつきましても、本日始業式ということで、特に1年生につきましても、事務連絡的なことをして、早目の終業ということになっておりまして、順次、午前中のうちに帰宅の途につき、下校につきましても、バスを使う児童につきましても、順調に南めぐりに乗っていただき、お帰りいただいたということでございます。

とりあえず初日、まだ1日ではございますが、今後、明日以降、きっちり安全を確保しながらやっていきたいと思っております。

また、本日からしばらくの間は、PTAの皆さんも多数、バスの乗り場、それから交差点等に立っていただいたり、それから学校とPTAのほうで協力して、今回の町会別の集団登校というのを朝はやってございます。こちらにつきましても、保護者の皆さん、たくさん集合場所に出ていただいて、ご協力いただきながら順調に送り出しをしていただき、無事にスタートを切れた、そのような状況でございましたので報告いたします。

報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 教育委員会の職員も、直接的に今回、現場の安全管理のために出ていると思いますが、大体、今日ほどの辺に、どのぐらいの人数が出ていますか。

○事務局副参事 教育委員会事務局の職員も、各課ご協力をいただきまして、登校・下校それぞれ、今日につきましては5名ずつ、各所に配置をさせていただきまして、登校・下校とも2時間程度の枠をそれぞれ担当していただきまして、無事に交通誘導等、対応していただいております。

あわせて、今後も当面、今月16日までの前半につきましては既に配置の予定をさせていただいてございまして、委託をしておりますシルバー人材センターの職員の方、それからPTAの方、先ほど申し上げた自主的に立っていただいている皆さん、それから、もとまちのほうでこれまでもやっていただいております学校安全ボランティアの皆さんですとか、そういった皆さんと協力しながら、安全確保の体制を引き続きとって行く予定でございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 無事、順調にスタートしたということで、安堵しました。

それでは、報告どおり了承願います。

そのほか、何かございますか。

(なし)

○垣内委員長 以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時04分 閉会